

地方労働審議会と家内労働関係部会

宮城地方労働審議会

公益代表委員・労働者代表員・使用者代表員 各 6 名構成

- ・厚生労働省組織令（平成 12.6.7 政令第 252 号）
- ・地方労働審議会令（平成 13.9.27 政令第 320 号）
- ・宮城地方労働審議会運営規程
- ・宮城地方労働審議会運営規程

家内労働部会

公益・家内労働者・委託者各 3 名構成

- ・家内労働法（昭 45.5.16 法律第 60 号）
- ・地方労働審議会令第 6 条第 1 項
- ・宮城地方労働審議会運営規程第 9 条
- ・宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程

最低工賃専門部会

公益・家内労働者・委託者各 3 名構成

- ・家内労働法（昭 45.5.16 法律第 60 号）
- ・地方労働審議会令第 7 条第 1 項
- ・宮城地方労働審議会最低工賃専門部会運営規程

< 審議事項 >
最低工賃の決定・改正に関すること以外の事項

- * 最低工賃新設・改正計画（3ヶ年計画）
- * 家内労働概要
- * 最低工賃改正状況

< 審議事項 >
最低工賃の決定・改正に関する事項（宮城は 2 業種）

- * 平成 28 年度改定
男子服・婦人服製造業最低工賃
（29 年 5 月 4 日発効）
60 工程 69 種の工賃金額
- * 平成 29 年度
電気機械器具製造業最低工賃
（30 年 5 月 2 日発効）
3 工程 4 種の工賃金額

宮城地方労働審議会家内労働部会委員名簿

令和 4 年 1 月 1 1 日任命

定 数 9 名	公益を代表する委員 家内労働者を代表する委員 委託者を代表する委員	3 名 3 名 3 名	任 期	専門部会を廃止 するまでの間
委 員	: 部会長 : 部会長代理			
	氏 名 職 名 等			
	《公益を代表する委員》			
	あか いし まさ ひで 赤 石 雅 英		公認会計士	
	くわ むら ゆみ こ 桑 村 裕美子		東北大学大学院教授	
	ない とう ちか こ 内 藤 千香子		弁護士	
	《家内労働者を代表する委員》			
	あ べ しょう た 阿 部 祥 大		連合宮城副事務局長	
	かま いし ゆき お 釜 石 行 雄		電機連合宮城地方協議会事務局長	
	にい ぜき なお と 新 関 直 人		U A ゼンセン宮城県支部次長	
	《委託者を代表する委員》			
	おお うち ひとし 大 内 仁		宮城県中小企業団体中央会専務理事	
	みつ づか あき お 三 塚 亜紀男		岩ヶ崎電器工業（株）代表取締役社長	
	よし だ さとる 吉 田 聡		（一社）宮城県経営者協会事務局長	

注．委員の配列は五十音順による。

宮城地方労働審議会運営規程（案）

- 第 1 条 宮城地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令（平成 12 年政令第 252 号）第 156 条の 2 及び地方労働審議会令（平成 13 年政令第 320 号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
- 第 2 条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の 3 分の 1 以上から請求があったときに会長が招集する。
- 2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。
 - 3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。
 - 4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも 7 日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。
- 第 3 条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第 8 条第 1 項及び第 2 項（同条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する会議への出席に含めるものとする。
 - 3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。
- 第 4 条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。
- 第 5 条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 第 6 条 審議会の議事については、議事録を作成し、議事録には会長及び会長の指名し

た委員2人が署名するものとする。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第7条 第2条から第6条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会（以下単に「部会」という。）及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会（以下単に「最低工賃専門部会」という。）について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるのは「委員及び臨時委員」と読み替えるものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

- 2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

第9条 審議会は、その定めるところにより、次の部会を置くこととする。

一 家内労働部会

第10条 部会長が委員である部会又は最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めていたときは、この限りではない。

- 2 審議会は、部会長が臨時委員である部会又は最低工賃専門部会の議決に関し、会長を除いた審議会の委員及び臨時委員が当該議決の取り扱いを会長に一任した場合、会長の決するところをもって審議会の議決とすることができる。

第11条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

第12条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、各同数とする。この場合において、部会に属すべき委員のうち、労働者を代表するもの及び使用者を代表するものは、異なる数とすることができる。

第13条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

第14条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

この規程は、平成13年11月5日から施行する。

この規程は、平成17年11月14日から施行する

この規程は、令和3年11月26日から施行する。

宮城地方労働審議会家内労働部会運営規程(案)

(規約の目的)

第 1 条 宮城地方労働審議会家内労働部会(以下「部会」という。)の議事運営は、家内労働法、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2、労働基準監督機関令、地方労働審議会令(平成13年政令第320号)及び宮城地方労働審議会運営規程に定めるものの他、この規程の定めるところによる。

(委員)

第 2 条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。

(会議の召集)

第 3 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、労働局長の請求があったとき、部会長が必要があると認めるとき又は委員及び臨時委員の3分の1以上から請求があったときに部会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあっては、労働局長から部会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員及び臨時委員は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員、臨時委員及び労働局長に通知しなければならない。

(委員の欠席)

第 4 条 委員及び臨時委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員及び臨時委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第 5 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 委員及び臨時委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受け
るものとする。
- 3 審議会は、部会長が必要があると認めるときは、委員及び臨時委員でない者の説
明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報
の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるお
それがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ
るおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第 7 条 審議会の議事については、議事録を作成する。

- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人
情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不
当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性
が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の
全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決の報告)

第 8 条 部会長は、部会において家内労働法及び労働基準監督機関令に基づいて議決を
行ったときは、当該議決をその都度、地方労働審議会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、家内労働部会の議決に基づいて行う。

附則 この規程は、平成14年8月7日から施行する。

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

宮城県地方労働審議会家内労働部会運営規程（案）

（新旧対照表）

注：下線部は追加部分

改正後	改正前
<p>(規約の目的)</p> <p>第 1 条 宮城地方労働審議会家内労働部会(以下「部会」という。)の議事運営は、家内労働法、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2、労働基準監督機関令、地方労働審議会令(平成13年政令第320号)及び宮城地方労働審議会運営規程に定めるものの他、この規程の定めるところによる。</p> <p>(委員)</p> <p>第 2 条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、家内労働者を代表するもの、委託者を代表するもの及び公益を代表するものは、各3人とする。</p> <p>(会議の召集)</p> <p>第 3 条 <u>審議会の会議(以下「会議」という。)は、労働局長の請求があったとき、部会長が必要であると認めるとき又は委員及び臨時委員の3分の1以上から請求があったときに部会長が招集する。</u></p> <p>2 <u>審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、労働局長から部会長あて諮問文を发出することをもって、会議の招集に代えることができる。</u></p> <p>3 <u>労働局長又は委員及び臨時委員は、部会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。</u></p> <p>4 <u>部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員、臨時委員及び労働局長に通知しなければならない。</u></p> <p>(委員の欠席)</p> <p>第 4 条 <u>委員及び臨時委員は、部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。</u></p> <p>2 <u>テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する会議への出席に含めるものとする。</u></p>	<p>(規約の目的)</p> <p>第 1 条 宮城地方労働審議会家内労働部会(以下「部会」という。)の議事運営は、家内労働法、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2、労働基準監督機関令、地方労働審議会令(平成13年政令第320号)及び宮城地方労働審議会運営規程に定めるものの他、この規程の定めるところによる。</p> <p>(委員)</p> <p>第 2 条 部会に属すべき委員及び臨時委員のうち、家内労働者を代表する者、委託者を代表する者及び公益を代表する者は、各3人とする。</p> <p>(会議の召集)</p> <p>第 3 条 部会は部会長が必要と認めたときのほか、労働局長又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。</p> <p>2 前項の規定により労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。</p> <p>3 部会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、労働局長に通知するものとする。</p> <p>(委員の欠席)</p> <p>第 4 条 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で速報するものとする。</p> <p>2 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。</p>

3 委員及び臨時委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を部会長に通知しなければならない。

(会議における発言)

第 5 条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員及び臨時委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、部会長が必要があると認めるときは、委員及び臨時委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第 7 条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(議決の報告)

第 8 条 部会長は、部会において家内労働法及び労働基準監督機関令に基づいて議決を行ったときは、当該議決をその都度、地方労働審議会長に報告しなければならない。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、家内労働部会の議決に基づいて行う。

附則 この規程は、令和 年 月 日から施行する。

(会議における発言)

第 5 条 委員又は特別委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けなければならない。

(会議の公開)

第 6 条 会議は、原則として公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第 7 条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員 2 人が署名するものとする。

2 議事録、会議資料は原則公開とする。

(意見及び建議の提出)

第 8 条 部会長は、部会において家内労働法及び労働基準監督機関令に基づいて議決を行ったときは、答申書、建議書、又は、議決書の写しをしてその都度労働局長に送付するものとする。

(規程の改廃)

第 9 条 この規程の改廃は、家内労働部会の議決に基づいて行う。

附則 この規程は、平成14年8月7日から施行する。

宮城県における家内労働の概要

令和 3 年度

目 次

家内労働の概要

1 家内労働従事者（家内労働者及び補助者）	1
（１）総 数	1
（２）男女別	1
第 1 表 委託者数、家内労働者従事者数（家内労働者数及び補助者数） の推移	2
（３）類型別	3
（４）業種別	3
2 委託者	3
第 2 表 監督署別・業種別、委託者数・代理人数・家内労働者数及び 補助者数	4
第 3 表 業種別・監督署別、委託者数・家内労働者数・補助者数	5
3 代理人	6
4 監督署別・業種別委託者数及び家内労働者数	6
5 危険有害業務従事家内労働者数	7

家内労働に関する行政内容

1 家内労働法の周知徹底	8
2 家内労働に係る個別指導等の実施状況	8
3 最低工賃決定状況	8

最低工賃

1 宮城県電気機械器具製造業最低工賃	9
2 宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃	11

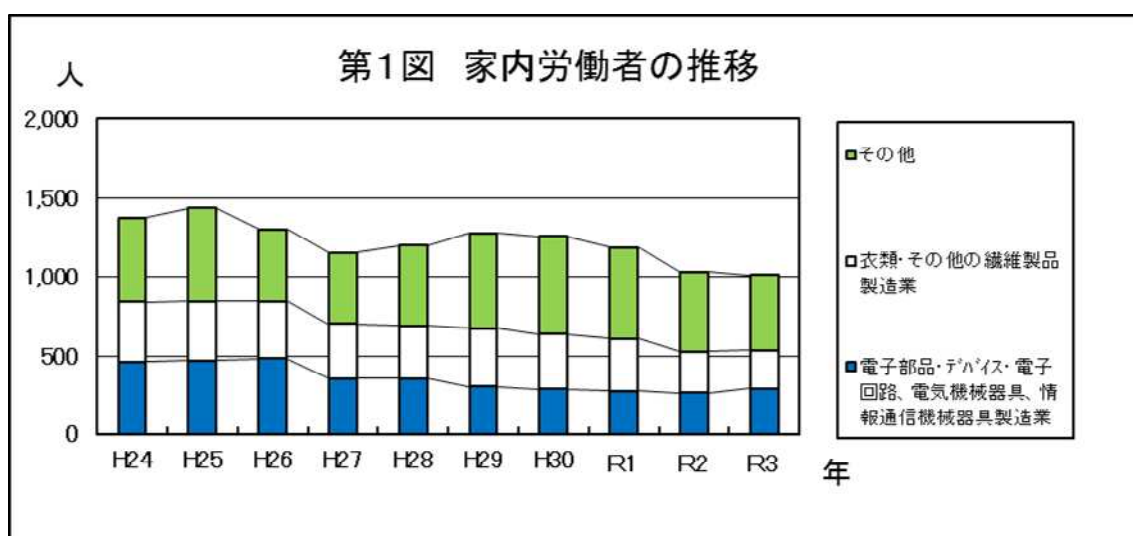
家内労働の概要

1 家内労働従事者（家内労働者及び補助者）

（1）総数

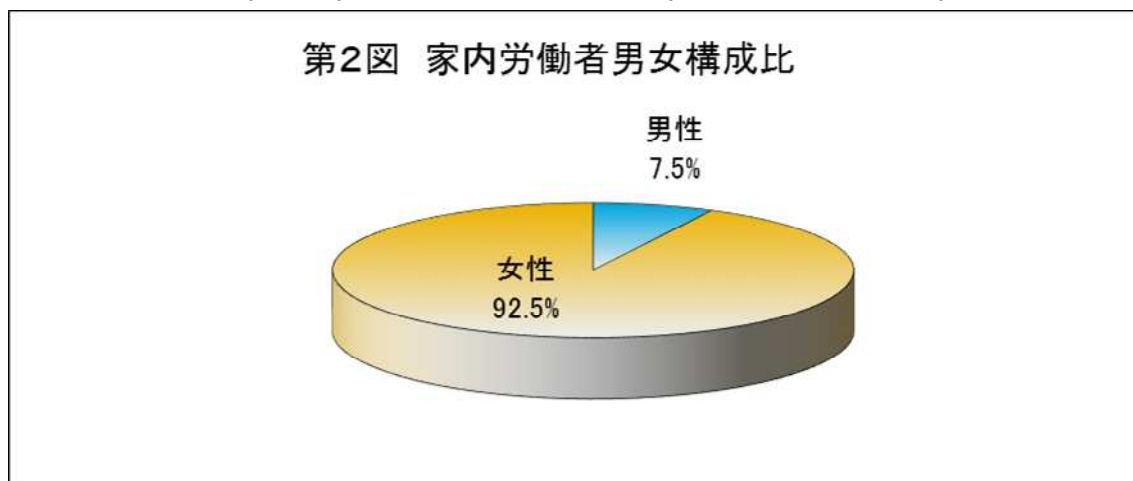
県内における家内労働に従事する者の総数は、1,019人となっている。その内訳は、製造業者や販売業者から委託を受けて、繊維製品や電気機械器具部品及び精密機械器具等の製造加工等に従事している家内労働者が1,009人であり、その他は家内労働者の同居の親族等が補助的に従事している補助者が10人である。

また、家内労働者数は、2ページの第1表のとおり長期的に減少傾向にあり、主な業種別の推移は、第1図のとおり業務に関係なく減少している



（2）男女別

家内労働者を男女別にみると、令和2年には男性が76人（7.5%）であるのに対し、女性は933人（92.5%）と大多数を占めている。（第1表、第2図参照）



第1表 委託者数、家内労働従事者数(家内労働者数及び補助者数)の推移

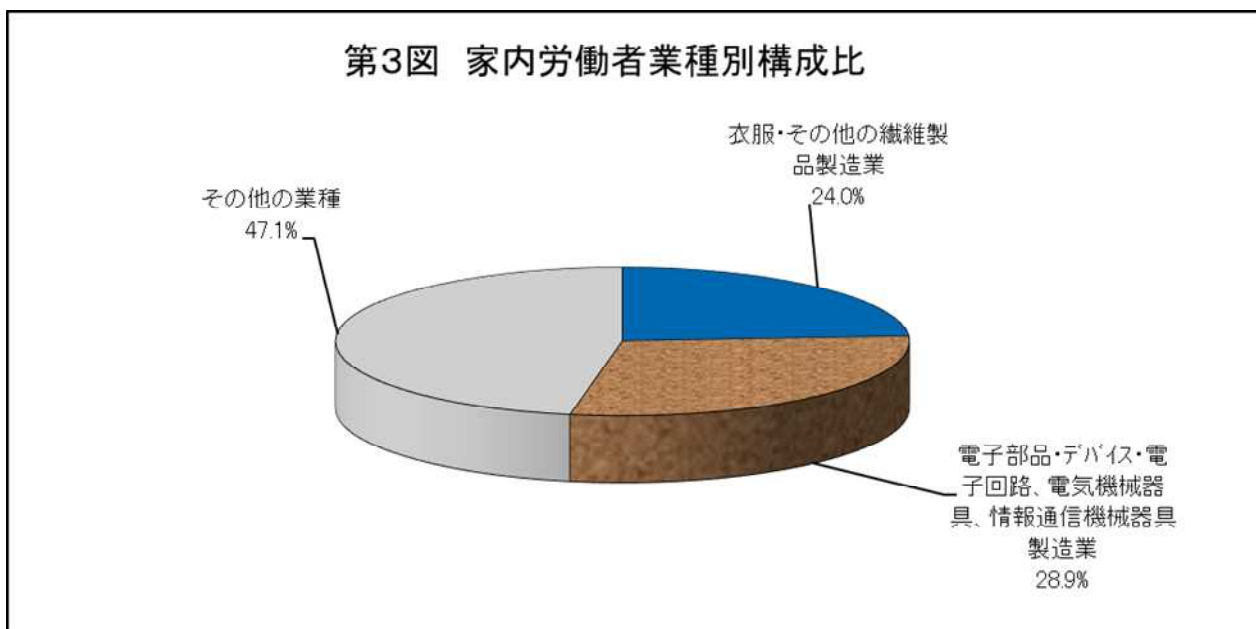
区分	年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
委託者数		99	98	93	97	99	106	106	101	97	101
家内労働従事者数		1,384	1,442	1,315	1,162	1,202	1,286	1,266	1,193	1,039	1,019
家内労働者数		1,373	1,434	1,300	1,153	1,199	1,276	1,253	1,187	1,032	1,009
性別	男性	51	75	69	57	67	109	69	67	61	76
	女性	1,322	1,359	1,231	1,096	1,132	1,167	1,184	1,120	971	933
類型別	専業	4	4	2	1	3	15	8	21	14	15
	内職	1,366	1,417	1,283	1,149	1,160	1,181	1,224	1,149	1,004	978
	副業	3	13	15	3	36	80	21	17	14	16
補助者数		11	8	15	9	3	10	13	6	7	10

(3) 類型別

就業形態別にみると、世帯主が本業として従事する「専門的・家庭的労働者」が15人(1.49%)、農業等の従事者が本業の合間に従事する「副業的・家庭的労働者」は16人(1.59%)と少ないのに対し、家庭の主婦などが従事する「内職的・家庭的労働者」が978人(96.93%)と大部分を占めている。(第1、2表参照)

(4) 業種別

業種別にみると、衣服の縫製などの「繊維工業」が242人(24.0%)、電気機器、ラジオ、テレビ音響機器部品のコイル巻き、組立、選別などの「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が292人(28.9%)であり、この2業種で全体の52.9%を占めている。(第2表、第3表、第3図参照)



2 委託者

家内労働者に仕事を委託している委託者は、第1表(2ページ)のとおり101委託者となっている。

これを業種別にみると、第2表(4ページ)のとおり「繊維工業」が31委託者(30.7%)、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が28委託者(27.7%)となっている。

なお、1委託者当たりの平均家内労働者数は10.0人であり、これを業種別にみると、「繊維工業」が7.8人、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」が10.4人となっている。(第2表、第3表参照)

第2表 監督署別・業種別、委託者数・代理人数・家内労働者数・代理人数・家内労働者数及び補助者数

令和3年10月1日現在

区 分 署別及び業種別	委託者数	代理人数	家内労働者数						補 助 者 数										
			計			性 別			計			性 別							
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計					
仙 台	24		253	10	243														
石 巻	16		286	14	272	10	276												
古 川	13		77	11	66		75												
大 河 原	25		148	14	134		145												
瀬 峰	23		245	27	218	5	233												
合 計	101		1,009	76	933	15	978	16	10	5	5	10	5	5	10				
食料品製造業	4		8	1	7		8												
繊維工業	31		242	5	237		242												
木材・木製品・家具・装備品製造業	2		88	3	85		88												
紙・紙加工品製造業	3		27	3	24		27												
印刷・同関連及び出版業	1		49	8	41		49												
プラスチック製品製造業	6		37	6	31		35	2											
ゴム製品製造業	3		40	4	36		40												
非鉄金属製造業	1		1	1			1												
金属製品製造業																			
業務用機械器具製造業	2		20	1	19		20												
電子部品・デバイス・電子回路製造業	12		84	4	80	10	72	2											
電気機械器具製造業	13		162	20	142	5	153	4	1	1									
情報通信機械器具製造業	3		46	3	43		44	2											
輸送用機械器具製造業	10		87	15	72		83	4											
その他の製造業	10		118	2	116		116	2											
合 計	101		1,009	76	933	15	978	16	10	5	5	10	5	5	10				

第3表 業種別・署別、委託者・家内労働者・補助者数

令和3年10月1日現在

業種別	区分			委託者				家内労働者				補助者								
	仙台	石巻	古川	石巻	古川	大河原	瀬峰	計	仙台	石巻	古川	大河原	瀬峰	計	仙台	石巻	古川	大河原	瀬峰	計
食料品製造業	3	1						4	5	3				8						
繊維工業	7	10	3	7	4			31	64	87	22	33	36	242		2			1	3
家具・装備品製造業		1	1					2		76	12			88		3	2			5
パルプ・紙・紙加工品製造業	2			1				3	13			14		27				1		1
印刷・同関連業		1						1		49				49						
プラスチック製品製造業			3	1	2			6			20	8	9	37						
ゴム製品製造業	1				2			3	8				32	40						
非鉄金属製造業					1			1					1	1						
金属製品製造業																				
業務用機械器具製造業	1							2	14			6		20						
電子部品・デバイス・電子回路製造業		1	2	3	6			12		10	2	19	53	84						
電気機械器具製造業	4	1	1	2	5			13	59	34	1	10	58	162					1	1
情報通信機械器具製造業		1						3		27		19		46						
輸送用機械器具製造業			2	6	2			10			15	34	38	87						
その他の製造業	6		1	2	1			10	90		5	5	18	118						
合計	24	16	13	25	23			101	253	286	77	148	245	1,009		5	2	1	2	10
割合 (%)	23.8	15.8	12.9	24.8	22.8			100.0	25.1	28.3	7.6	14.7	24.3	100.0						

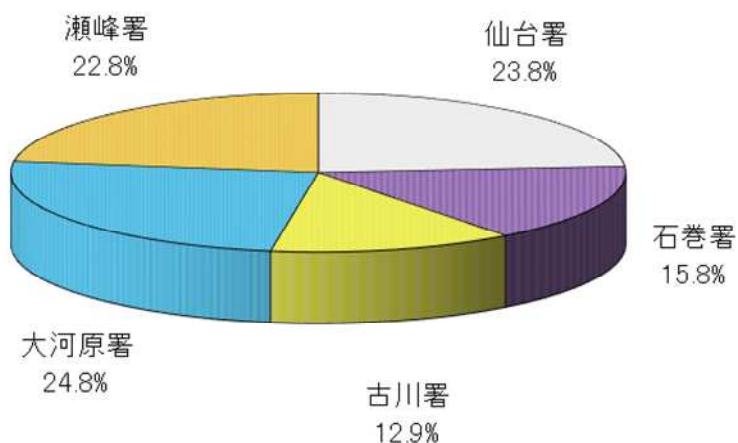
3 代理人

委託者は、家内労働者に原材料や製品の運搬、工賃の支払いを直接行うことが距離的・時間的に難しい場合に、代理人を選任してこれらの運搬業務等を行わせているところ、県内に代理人はいない。(第2表参照)

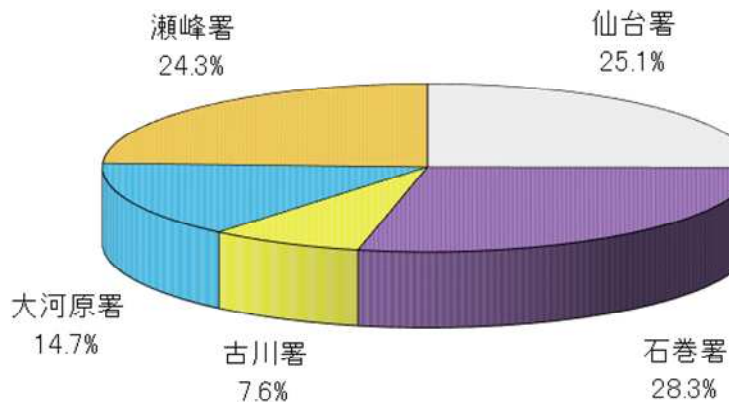
4 監督署別、業種別の委託者数及び家内労働者数

委託者及び家内労働者を業種別と監督署別に分けると、第3表のとおり「繊維工業」と「電気機械器具製造業」の2業種が全署にわたり存在している。また、署別の委託者数及び家内労働者数の構成比は、第4図(1)及び(2)のとおりである。

第4図(1) 監督署別委託者数構成比



第4図(2) 監督署別家内労働者数構成比



5 危険有害業務従事家内労働者数

災害発生のおそれがある作業又は衛生上有害な作業を含む家内労働としては、第4表のとおりである。

危険有害な業務としては、第4表のとおりプレス作業や有機溶剤等の業務に111人の家内労働者が従事しているものの、最近10年間において負傷や中毒の事例は発生していない。

第4表 危険有害業務従事家内労働者数

種類・機器の名称	委託者数	家内労働者数
プレス機械、型付け機、旋盤などを使用する作業	0(0)	0(0)
有機溶剤含有物または有機溶剤含有物を使用する作業	5(1)	20(3)
動力により駆動される機械を使用する作業(動力ミシン、レース編み機等)	21(23)	91(87)
合 計	26(24)	111(90)

()内は前年度

家内労働に関する行政取組

1 家内労働法の周知徹底

最低工賃については周知用資料を作成して委託者等に送付した他、宮城労働局ホームページに掲載している。

2 家内労働に係る個別指導等の状況

監督署を窓口として労働基準監督官が家内労働者からの相談、委託者に対する指導等に対応している。

3 最低工賃決定状況

現在、宮城県で決定されている最低工賃は、「電気機械器具製造業」、「男子服・婦人服製造業」の2業種である。

最低工賃は、「電気機械器具製造業」は平成30年5月2日に、また「男子服・婦人服製造業」は平成29年5月4日にそれぞれ改正・発効している。

なお、「横編ニット製造業」は、平成19年3月31日をもって廃止している。

最低工賃

1 宮城県電気機械器具製造業最低工賃

諮問年月日 平成29年12月19日

答申年月日 平成30年 2月23日



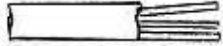
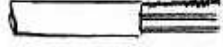


公示年月日 平成30年 4月 2日


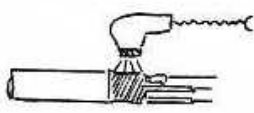
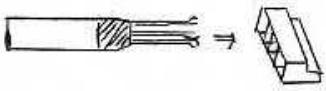
発効年月日 平成30年 5月 2日

(1) 適用する家内労働者.....宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する
家内労働者

(2) 適用する委託者.....前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

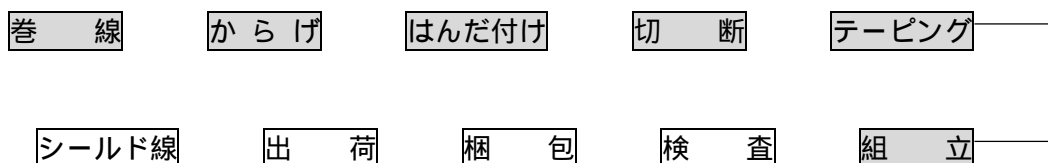
(3) 家内労働者に係る最低工賃額は次のとおり

品 目	工 程	作 業 の 形 態 説 明	規 格	金 額
シールド線	<p>端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の端末をはんだ付けすることをいう。)</p>	<p>シールド線 絶縁線の外側に細かい鉄線を編んだ外被をほどこした電線で、磁気に対しシールド作用(しゃへい作用)をもっている。</p>  <p>銅線(しん線) 鉄線(アース)</p> <p>断面図</p>  <p>銅線(しん線) 鉄線(アース)</p> <p>シールド線の構造</p> <p>端末加工工程 アース線としん線を分ける。</p>  <p>アース しん線</p> <p>アース線をよじて束にする。</p>  <p>しん線の絶縁被覆をはぎ取る。</p>  <p>アース線としん線をはんだ付けする。</p> 	1しんのものについて行うもの	1か所につき 1円64銭

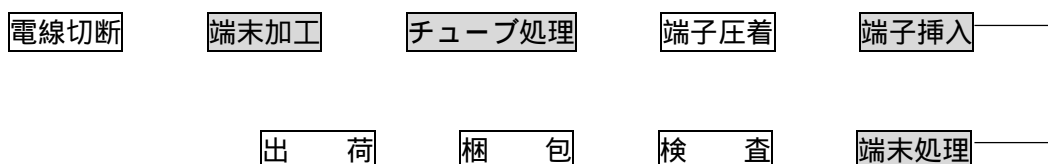
	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)	おさえのチューブを通す。  加熱し密着させる。 		1か所につき 1円75銭
コネクター	差し (コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	端子をコネクターの指定の位置に差し込む。 	シールド線について行うもの	1ピンにつき 48銭
			リード線について行うもの	1ピンにつき 37銭

電気機械器具製造業の生産工程

a トランス



b シールド線



 家内労働に出す工程

2 宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃

諮問年月日 平成28年12月 1日

答申年月日 平成29年 2月27日

公示年月日 平成29年 4月 4日

発効年月日 平成29年 5月 4日

(1) 適用する家内労働者.....宮城県の区域内で、男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまとめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまとめの業務に従事する家内労働者

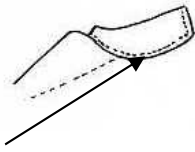
(2) 適用する委託者.....前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

(3) 家内労働者に係る最低工賃額は次のとおり

イ 男子服製造業 背広上衣

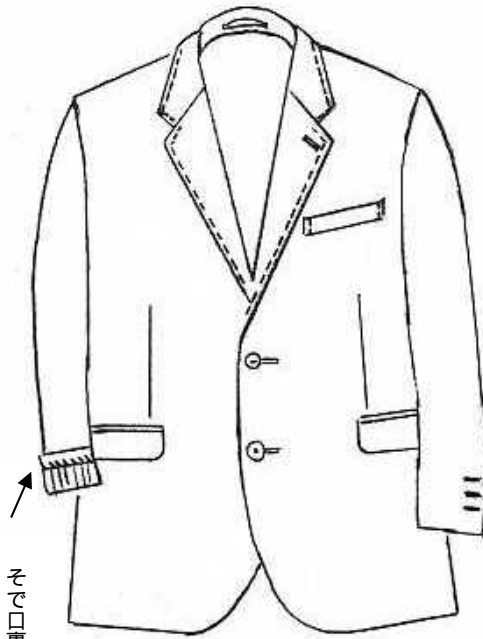
品目	工程	規格	金額
背広上衣	下襟からげまつり (すみまつり)	針目が3センチメートル間隔 に6針以上	1枚(10センチメートル) につき 30円
	肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔 に9針以上	1枚(17センチメートル× 2)につき 37円
	そで付け裏まつり		1枚(60センチメートル× 2)につき 126円
	前裏すそまつり	針目が3センチメートル間隔 に5針以上	1枚(30センチメートル× 2)につき 42円
	見返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔 に4針以上	1枚(70センチメートル× 2)につき 85円
	見返し7ミリメー トル星入れ		1枚(45センチメートル× 2)につき 58円
	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔 に9針以上	1枚(32センチメートル× 2)につき 66円
	背裏鎖止め (鎖止め)	鎖糸ループ長さ1センチメー トル	1枚につき 15円
	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔 に6針以上	1枚(10センチメートル) につき 16円
	背すそまつり		1枚(20センチメートル× 2)につき 53円
	糸くず取り		1枚につき 36円

襟 裏



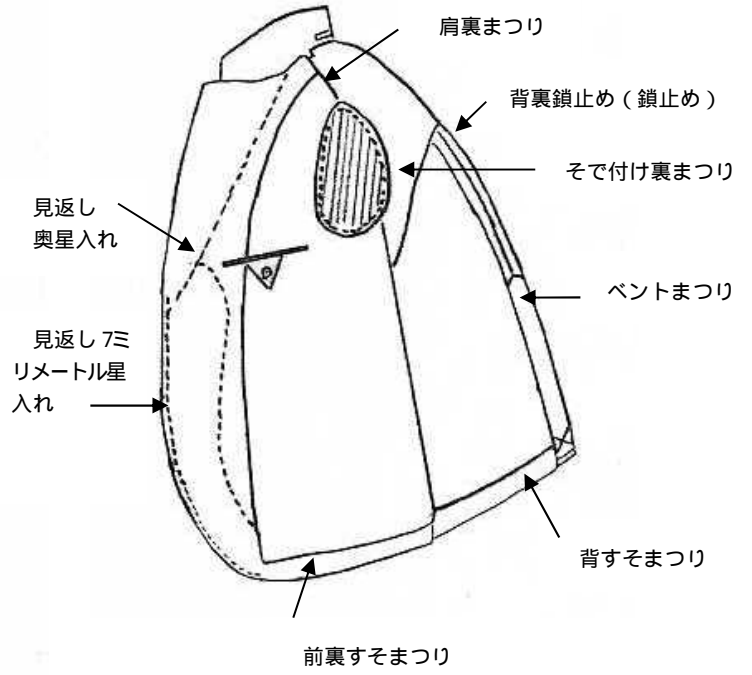
下襟からげまつり(すみまつり)

表 面



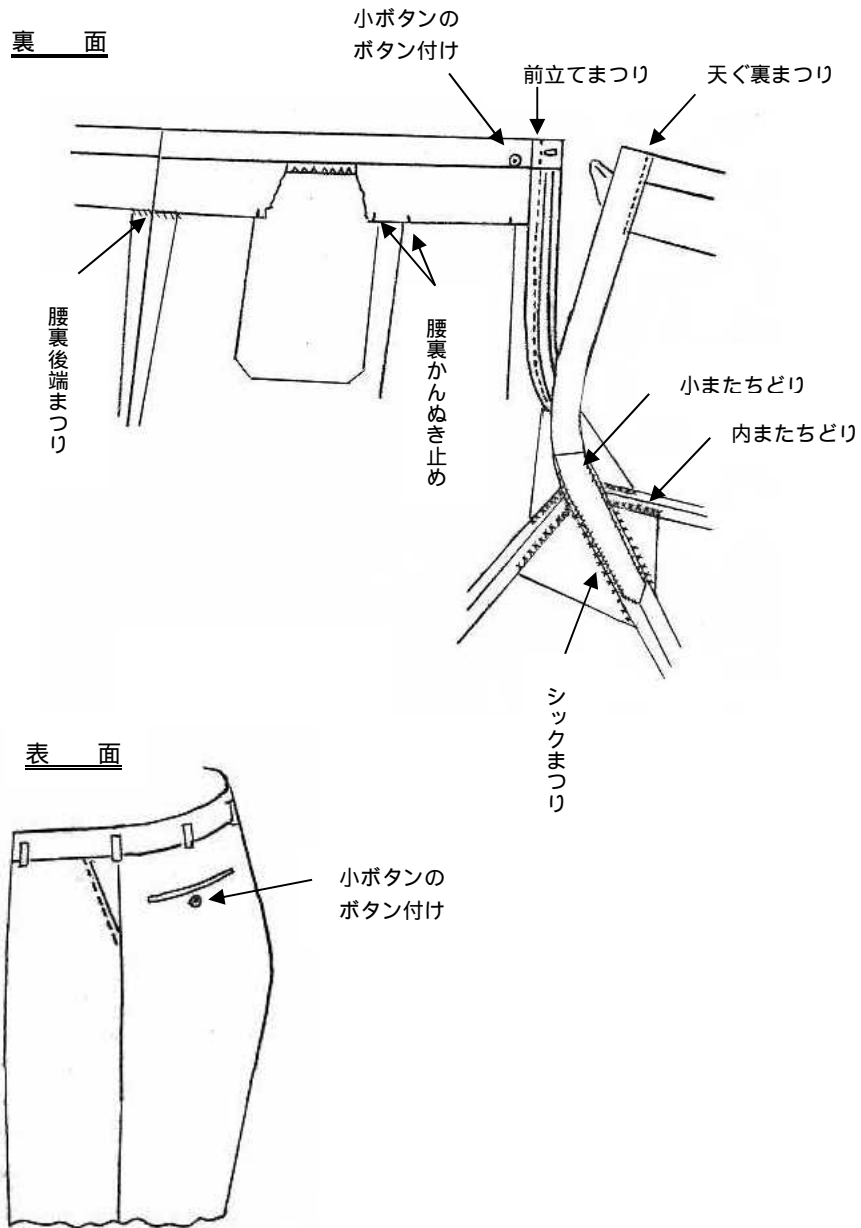
そで口裏まつり

裏 面



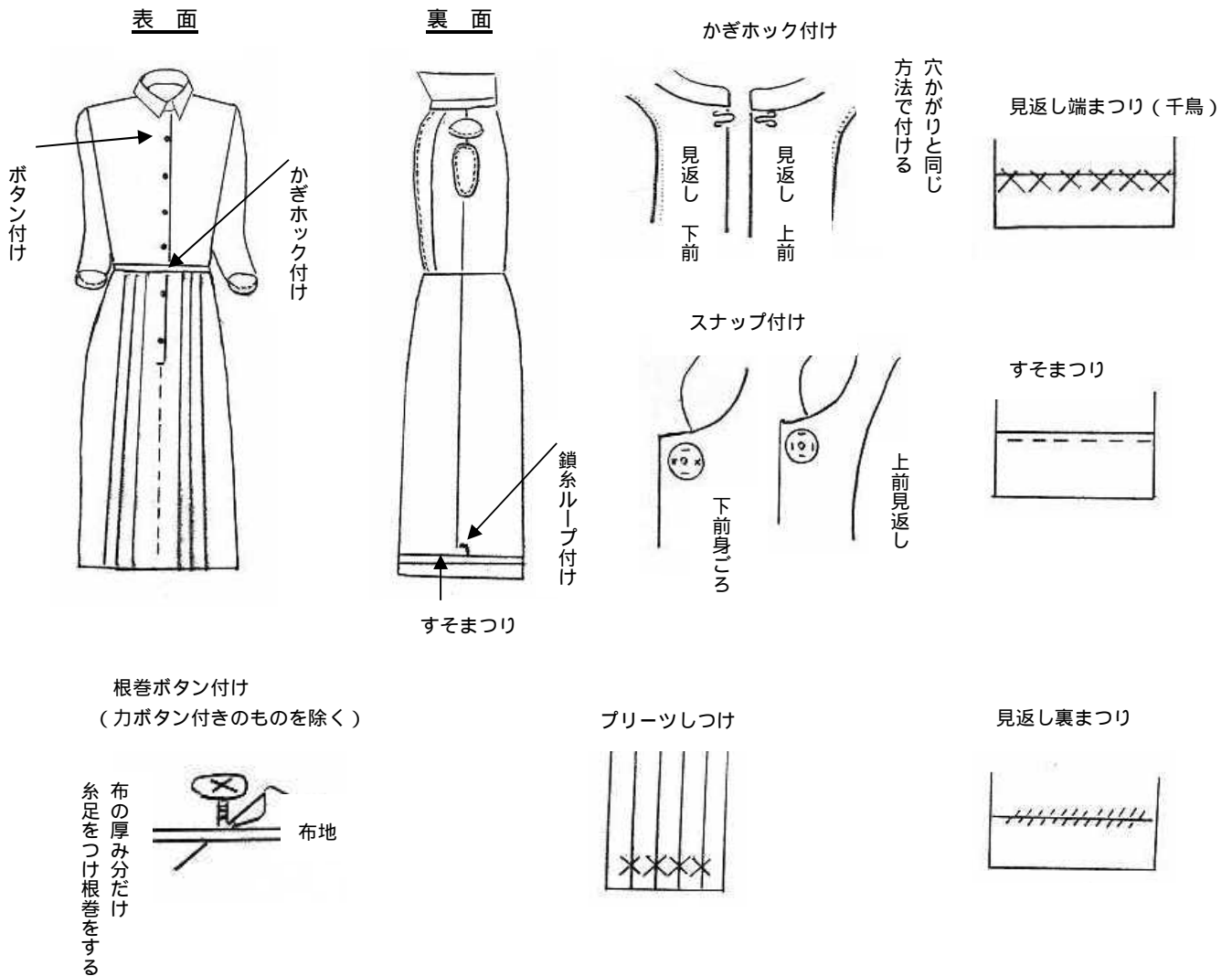
ロ 男子服製造業 ズボン

品目	工程	規格	金額	
ズボン	裏かんぬき止め	8か所	1本につき 46円	
	腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に10針以上	1本につき 11円	
	前立てまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 11円	
	天ぐ裏まつり		1本につき 11円	
	シックまつり		1本につき 32円	
	小またちどり		1本につき 18円	
	内またちどり		1本につき 25円	
	ボタン付け		小ボタン、糸足つき根巻4回以上	1個につき 12円
	糸くず取り			1本につき 29円



八 婦人服製造業 ワンピース

品目	工程	規格	金額
ワンピース	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔 に5針以上	1か所につき 13円
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔 に4針以上	10センチメートルにつき 12円
	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 16円
		1センチメートル未満型	1組につき 17円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円
	ボタン付け	1.8ミリメートル以下、2つ 穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 10円
	鎖系ループ付け		1か所につき 14円
	プリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 9円
	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔 に4針以上	10センチメートルにつき 29円
	肩パット付け		1組につき 36円
糸くず取り		1枚につき 30円	

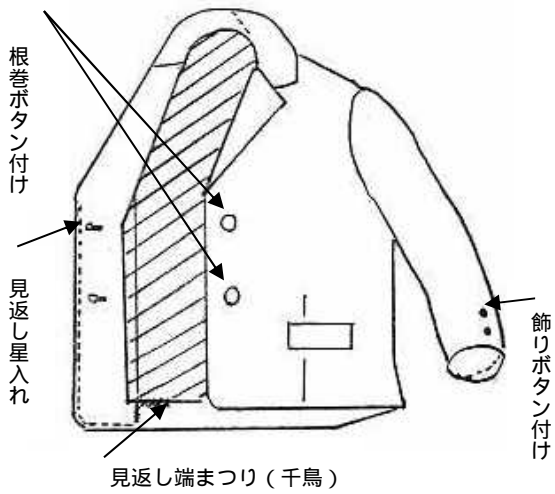


二 婦人服製造業 プレザー

品目	工程	規格	金額
プレザー	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき 16円
	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に 3針以上	10センチメートルにつき 34円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
	カボタン付きボタ ン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき 15円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 10円
	肩パット付け		1組につき 35円
糸くず取り		1枚につき 27円	

表面

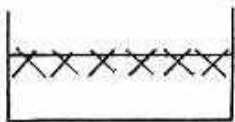
裏面



見返し端まつり(千鳥)

根巻ボタン付け
(カボタン付きのものを除く)

カボタン付きボタン付け

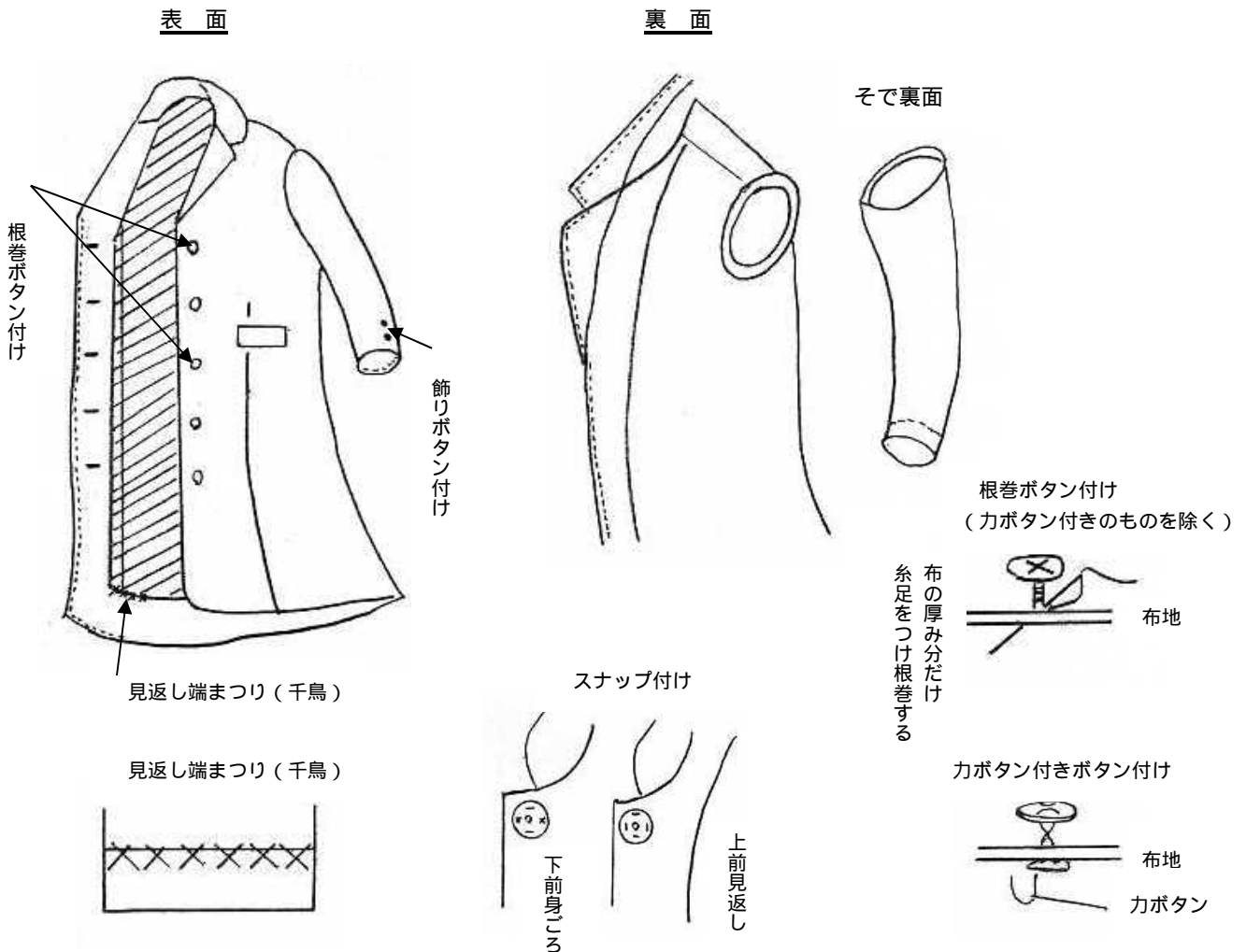


布の厚み分だけ
糸足をつけ根巻する



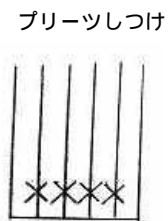
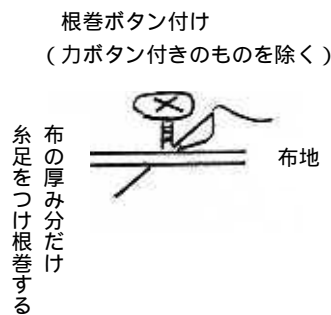
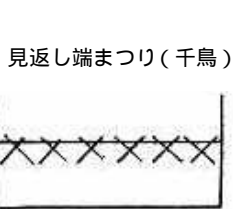
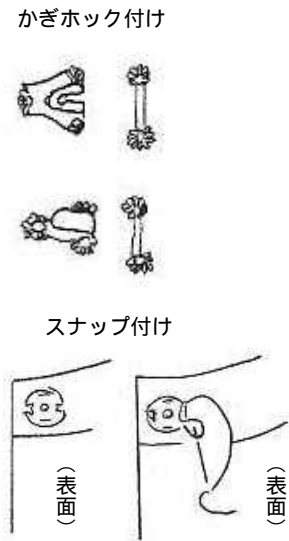
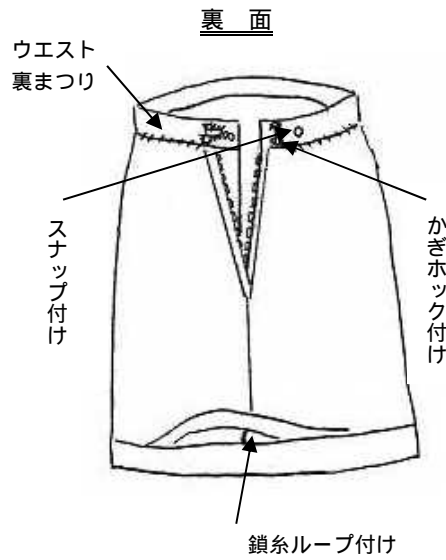
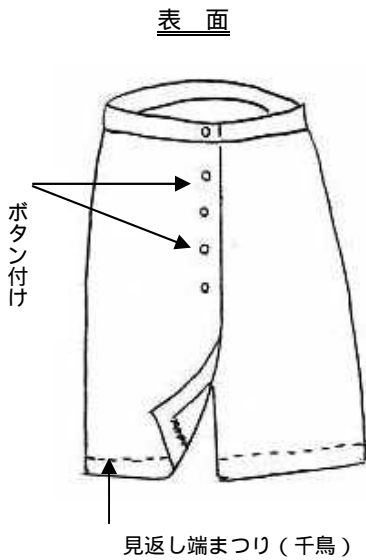
ホ 婦人服製造業 コート

品目	工程	規格	金額	
コート	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に 5針以上	1か所につき	13円
	スナップ付け	1センチメートル型	1組につき	16円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき	11円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき	12円
	カボタン付きボタ ン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき	14円
		20ミリメートル以上、4つ穴、 糸足つき根巻4回以上	1個につき	15円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき	9円
	プリーツしつけ		1か所につき	9円
	肩パット付け		1組につき	33円
	糸くず取り		1枚につき	26円



婦人服製造業 スカート

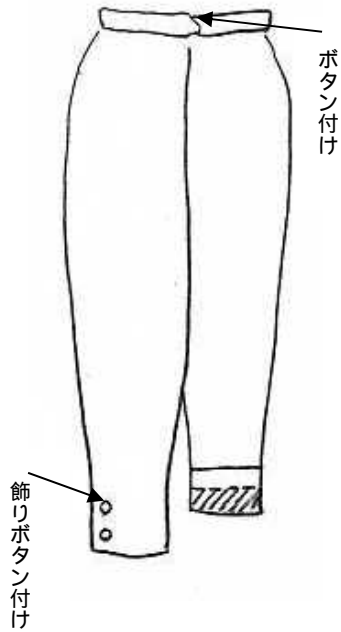
品目	工程	規格	金額
スカート	見返し端まつり (千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11円
	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき 16円
		1センチメートル未満型	1組につき 17円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 10円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
	鎖系ループ付け		1か所につき 14円
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 9円
	プリーツしつけ		1か所につき 8円
	ウエスト裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	20センチメートルにつき 32円
糸くず取り		1枚につき 22円	
3段前かん		1組につき 22円	



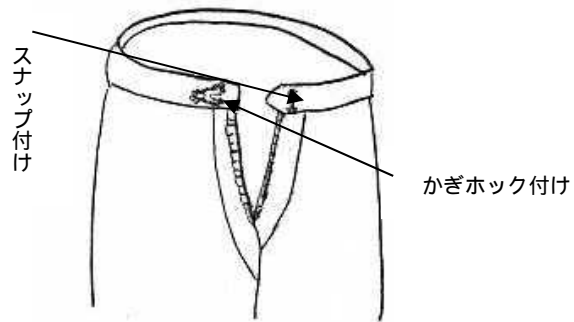
婦人服製造業 スラックス

品目	工程	規格	金額	
スラックス	スナップ付け	1センチメートル以上型	1組につき	16円
		1センチメートル未満型	1組につき	18円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき	22円
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき	11円
		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき	13円
	糸くず取り		1枚につき	22円
	3段前かん		1組につき	20円

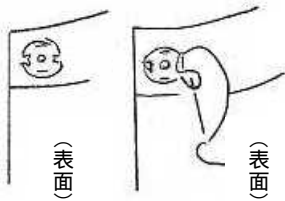
表面



裏面



スナップ付け



根巻ボタン付け
(カボタン付きのものを除く)



宮城県の最低賃金の推移一覧表

資料 5

(宮城県最低賃金及び宮城県特定最低賃金改定状況)

年度	地域別最低賃金		特定最低賃金					
	宮城県		鉄鋼業		電子部品等製造業		自動車小売業	
	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)	時間額	引上額(円)
	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)	発効年月日	引上率(%)
H22	674円	12	780円	9	743円	5	746円	6
	H22.10.24	1.81	H22.12.15	1.17	H22.12.15	0.68	H22.12.15	0.81
H23	675円	1	781円	1	744円	1	747円	1
	H23.10.29	0.15	H23.12.15	0.13	H23.12.15	0.13	H23.12.15	0.13
H24	685円	10	788円	7	749円	5	754円	7
	H24.10.19	1.48	H24.12.15	0.90	H24.12.15	0.67	H24.12.15	0.94
H25	696円	11	798円	10	757円	8	763円	9
	H25.10.31	1.61	H25.12.15	1.27	H25.12.19	1.07	H25.12.15	1.19
H26	710円	14	811円	13	769円	12	778円	15
	H26.10.16	2.01	H26.12.15	1.63	H26.12.19	1.59	H26.12.15	1.97
H27	726円	16	827円	16	783円	14	795円	17
	H27.10.3	2.25	H27.12.13	1.97	H27.12.18	1.82	H27.12.25	2.19
H28	748円	22	847円	20	798円	15	815円	20
	H28.10.5	3.03	H28.12.15	2.42	H28.12.15	1.92	H28.12.15	2.52
H29	772円	24	872円	25	819円	21	840円	25
	H29.10.1	3.21	H29.12.15	2.95	H29.12.15	2.63	H29.12.15	3.07
H30	798円	26	898円	26	841円	22	865円	25
	H30.10.1	3.37	H30.12.20	2.98	H30.12.20	2.69	H30.12.20	2.98
R1	824円	26	923円	25	862円	21	890円	25
	R1.10.1	3.26	R1.12.15	2.78	R1.12.15	2.50	R1.12.15	2.89
R2	825円	1	925円	2	864円	2	891円	1
	R2.10.1	0.12	R2.12.15	0.22	R2.12.20	0.23	R2.12.24	0.11
R3	853円	28	953円	28	890円	26	918円	27
	R3.10.1	3.39	R3.12.15	3.03	R3.12.15	3.01	R3.12.15	3.03

宮城県男子服・婦人服製造業最低賃金の工程別引上率（平成10年から平成28年まで）

資料6（1）

最低賃金引上率	H8～9年	3.87%	H10～11年	2.71%	H12～13年	1.65%	H14～15年	0%	H16～17年	0.97%	H18～19年	2.57%	H20～21年	3.60%	H22～25年	5.13%	H26～28年	7.47%	H29～R3年	%
---------	-------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	----	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	-------	---------	---

工賃平均引上率	H10.5.7	3.1%	H12.5.7	2.2%	H14.5.15	1.4%	H16.5.8	0%	H18.5.8	0.96%	H20.5.4	1.8%	H22.5.9	2.1%	H26.5.14	5.1%	H29.5.4	7.9%	R. .	%
---------	---------	------	---------	------	----------	------	---------	----	---------	-------	---------	------	---------	------	----------	------	---------	------	------	---

品目	工程	H10.5.7		H12.5.7		H14.5.15		H16.5.8		H18.5.6		H20.5.4		H.22.5.9		H.26.5.14		H.29.5.4		現行最低工賃× 最低賃金引上率	
		金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率		
男子服 背広上衣	下襟からげまつり(千鳥)	25円	4.2%	25円	0.0%	25円	0.0%	25円	0.0%	26円	4.0%	26円	0.0%	26円	0.0%	28円	7.7%	30円	7.1%	円	
	肩裏まつり	32	0.0	33	3.1	33	0.0	33	0.0	33	0.0	34	3.0	34	0.0	35	2.9	37	5.7	円	
	そで付け裏まつり	103	3.0	106	2.9	106	0.0	106	0.0	107	0.9	108	0.9	109	0.9	118	8.3	126	6.8	円	
	前裏すそまつり	31	3.3	31	0.0	31	0.0	31	0.0	31	0.0	32	3.2	32	0.0	39	21.9	42	7.7	円	
	見返し奥星入れ	74	5.7	76	2.7	77	1.3	77	0.0	77	0.0	77	0.0	78	1.3	79	1.3	85	7.6	円	
	見返し7mm星入れ	48	4.3	50	4.2	51	2.0	51	0.0	51	0.0	52	2.0	52	0.0	53	1.9	58	9.4	7.0%	円
	そで口裏まつり	57	3.6	58	1.8	59	1.7	59	0.0	59	0.0	60	1.7	60	0.0	62	3.3	66	6.5	円	
	背裏鎖止め(鎖止め)	12	0.0	12	0.0	13	8.3	13	0.0	13	0.0	14	7.7	14	0.0	14	0.0	15	7.1	円	
	ベントまつり	13	8.3	13	0.0	13	0.0	13	0.0	14	7.7	14	0.0	15	7.1	15	0.0	16	6.7	円	
	背すそまつり	48	4.3	48	0.0	48	0.0	48	0.0	49	2.1	49	0.0	50	2.0	50	0.0	53	6.0	円	
	糸くず取り	30	3.4	30	0.0	31	3.3	31	0.0	31	0.0	32	3.2	32	0.0	34	6.3	36	5.9	円	
	ズボン	腰裏かんぬき止め	38	0.0	39	2.6	40	2.6	40	0.0	40	0.0	41	2.5	41	0.0	43	4.9	46	7.0	円
腰裏後端まつり		8	14.3	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	8	0.0	9	12.5	10	11.1	11	10.0	円	
前立てまつり		8	14.3	8	0.0	8	0.0	8	0.0	9	12.5	9	0.0	9	0.0	10	11.1	11	10.0	円	
天ぐ裏まつり		7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	7	0.0	8	14.3	8	0.0	9	12.5	11	22.2	円	
シックまつり		27	0.0	28	3.7	29	3.6	29	0.0	29	0.0	29	0.0	30	3.4	30	0.0	32	6.7	8.9%	円
小またちどり		12	0.0	13	8.3	13	0.0	13	0.0	13	0.0	14	7.7	14	0.0	16	14.3	18	12.5	円	
内またちどり		20	5.3	21	5.0	22	4.8	22	0.0	22	0.0	22	0.0	23	4.5	23	0.0	25	8.7	円	
ボタン付け		10	0.0	10	0.0	10	0.0	10	0.0	10	0.0	10	0.0	10	0.0	11	10.0	12	9.1	円	
糸くず取り		25	0.0	25	0.0	24	-4.0	24	0.0	25	4.2	25	0.0	26	4.0	27	3.8	29	7.4	円	

男子服計	金額	引上額	引上率	金額	引上額	引上率	金額	引上額	引上率	金額	引上額	引上率	金額	引上額	引上率	金額	引上額	引上率	金額	引上額	引上率	金額	引上額	引上率		
	628円	20円	3.3%	641円	13円	2.1%	648円	7円	1.1%	648円	0円	0.0%	654円	6円	0.9%	664円	10円	1.5%	672円	8円	1.2%	706円	34円	5.1%	759円	53円

H2～H9年までは省略

宮城県電気機械器具製造業最低工賃の推移

資料6(2)

品目	工程	規格	単位	S63.11.12 新設	H4.3.16 改正	H6.5.15 改正	H9.4.4 改正	H11.4.24 改正	H13.4.20 改正	H15.4.20 改正	H19.5.9 改正	H21.5.27 改正	H23.6.9 改正	H27.4.30 改正	H30.5.2 改正
シールド線	端末加工（表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。）	1しんのものについて行うもの	金額 (1か所につき)	1円20銭	1円30銭	1円35銭	1円40銭	1円44銭	1円45銭	1円46銭	1円48銭	1円50銭	1円52銭	1円55銭	1円64銭
			引上率	—	8.33	3.85	3.70	2.86	0.69	0.69	1.37	1.35	1.33	1.97	5.81
	チューブ挿入（端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。）		金額 (1か所につき)	1円35銭	1円40銭	1円45銭	1円50銭	1円54銭	1円55銭	1円55銭	1円57銭	1円59銭	1円61銭	1円65銭	1円75銭
			引上率	—	3.70	3.57	3.45	2.67	0.65	0.00	1.29	1.27	1.26	2.48	6.06
コネクタ	差し（コネクタの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。）	シールド線について行うもの	金額 (1ピンにつき)	30銭	35銭	36銭	38銭	40銭	41銭	41銭	42銭	43銭	44銭	45銭	48銭
			引上率	—	16.67	2.86	5.56	5.26	2.50	0.00	2.43	2.38	2.33	2.27	6.67
		リード線について行うもの	金額 (1ピンにつき)	20銭	25銭	26銭	28銭	29銭	30銭	30銭	31銭	32銭	33銭	34銭	37銭
			引上率	—	25.00	4.00	7.69	3.57	3.45	0.00	3.33	3.23	3.13	3.03	8.82
改正（新設）時点での宮城県最低賃金額				440円	502円	540円	581円	602円	613円	617円	628円	653円	674円	710円	772円
宮城県最低賃金のアップ率				—	14.1	7.57	7.59	3.61	1.83	0.65	1.78	3.98	3.22	5.34	8.73
改正（新設）時点での宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（宮城県電気機械器具製造業）最低賃金額				—	565円	605円	649円	678円	690円	696円	708円	733円	743円	769円	819円
宮城県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（宮城県電気機械器具製造業）最低賃金のアップ率				—	—	7.08	7.27	4.47	1.77	0.87	1.72	3.53	1.36	3.50	6.50
適用委託者数計				32人	19人	11人	8人	10人	11人	10人	12人	10人	10人	8人	9人
適用家内労働者数計				1,529人	697人	469人	374人	177人	255人	144人	196人	131人	177人	103人	97人

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃

資料6(3)

男子服・婦人服製造業に従事する家内労働者の最低工賃が改正されました。

平成29年5月4日から宮城県全域に適用

- 適用する家内労働者.....宮城県の区域内で、男子服製造業に係る背広上衣若しくはズボンのまよめの業務又は婦人服製造業に係るワンピース、ブレザー、コート、スカート若しくはスラックスのまよめの業務に従事する家内労働者
- 適用する委託者.....前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

(1) 男子服製造業に係るまよめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。
ただし、金額欄の括弧内の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額	
背広上衣	下襟からげまつり(すみまつり)	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(10センチメートル)につき 30円	
	肩裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚(17センチメートル×2)につき 37円	
	そで付け裏まつり		1枚(60センチメートル×2)につき 126円	
	前裏すそまつり	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1枚(30センチメートル×2)につき 42円	
	見返し奥星入れ	針目が3センチメートル間隔に4針以上	1枚(70センチメートル×2)につき 85円	
	見返し7ミリメートル星入れ		1枚(45センチメートル×2)につき 58円	
	そで口裏まつり	針目が3センチメートル間隔に9針以上	1枚(32センチメートル×2)につき 66円	
	背裏鎖止め(鎖止め)	鎖糸ループ長さ1センチメートル	1枚につき 15円	
	ベントまつり	針目が3センチメートル間隔に6針以上	1枚(10センチメートル)につき 16円	
	背すそまつり		1枚(20センチメートル×2)につき 53円	
	糸くず取り		1枚につき 36円	
	ズボン	腰裏かんぬき止め	8か所	1本につき 46円
		腰裏後端まつり	針目が3センチメートル間隔に10針以上	1本につき 11円
前立てまつり		針目が3センチメートル間隔に6針以上	1本につき 11円	
天く裏まつり			1本につき 11円	
シックまつり			1本につき 32円	
小またちどり			1本につき 18円	
内またちどり			1本につき 25円	
ボタン付け		小ボタン、糸足つき根巻4回以上	1個につき 12円	
糸くず取り			1本につき 29円	

(2) 婦人服製造業に係るまよめの業務

次の表の品目欄、工程欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額。
ただし、金額欄の長さ以外の場合は、1センチメートル単位で換算した金額とし、1センチメートル未満の長さは切り上げるものとする。

品目	工程	規格	金額	
ワンピース	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13円	
	すそまつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 12円	
	スナップ付け		1センチメートル以上型	1組につき 16円
			1センチメートル未満型	1組につき 17円
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	1組につき 22円	
	ボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 10円	
	鎖糸ループ付け		1か所につき 14円	
	ブリーツしつけ	×印しつけ止め	1か所につき 9円	
	見返し裏まつり	針目が3センチメートル間隔に4針以上	10センチメートルにつき 29円	
	肩パット付け		1組につき 36円	
	糸くず取り		1枚につき 30円	

品目	工程	規格	金額	
ブレザー	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 16円	
	見返し星入れ	針目が3センチメートル間隔に3針以上	10センチメートルにつき 34円	
	ボタン付け		18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
			20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
	カボタン付きボタン付け	18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円	
	カボタン付きボタン付け	20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 15円	
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 10円	
	肩パット付け		1組につき 35円	
	糸くず取り		1枚につき 27円	
	コート	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 13円
スナップ付け		1センチメートル型	1組につき 16円	
ボタン付け			18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
			20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 12円
カボタン付きボタン付け		18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 14円	
カボタン付きボタン付け		20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 15円	
ベント止め		×印しつけ止め	1か所につき 9円	
ブリーツしつけ			1か所につき 9円	
肩パット付け			1組につき 33円	
糸くず取り			1枚につき 26円	
スカート	見返し端まつり(千鳥)	針目が3センチメートル間隔に5針以上	1か所につき 11円	
	スナップ付け		1センチメートル以上型	1組につき 16円
			1センチメートル未満型	1組につき 17円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円	
	ボタン付け		18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 10円
			20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
	鎖糸ループ付け		1か所につき 14円	
	ベント止め	×印しつけ止め	1か所につき 9円	
	ブリーツしつけ		1か所につき 8円	
	ウエスト裏まつり	針目が3センチメートル間隔に7針以上	20センチメートルにつき 32円	
糸くず取り		1枚につき 22円		
3段前かん		1組につき 22円		
スラックス	スナップ付け		1センチメートル以上型	1組につき 16円
			1センチメートル未満型	1組につき 18円
	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	1組につき 22円	
	ボタン付け		18ミリメートル以下、2つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 11円
			20ミリメートル以上、4つ穴、糸足つき根巻4回以上	1個につき 13円
	糸くず取り		1枚につき 22円	
	3段前かん		1組につき 20円	

最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは、次のことにご注意願います。

- 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなくてはなりません。最低工賃額に達しない工賃の支払いを定める契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などをその都度、記入しなければなりません。

最低工賃についてのご照会、ご相談は、宮城労働局労働基準部賃金室(仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 022-299-8841) または、最寄りの労働基準監督署へご連絡下さい。

仙台労働基準監督署 022-299-9075
石巻労働基準監督署 0225-22-3365
古川労働基準監督署 0229-22-2112

大河原労働基準監督署 0224-53-2154
瀬峰労働基準監督署 0228-38-3131

宮城労働局

宮城県電気機械器具製造業最低工賃

平成30年5月2日改正

資料6(4)

- 1 適用する家内労働者.....宮城県の区域内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者.....前号の家内労働者に、前号の業務を委託する委託者
- 3 家内労働者に係る最低工賃額は次のとおり

品目	工程	規格	金額
シールド線	端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 1円64銭
	チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)		1ヶ所につき 1円75銭
コネクター	差し (コネクターの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)	シールド線について行うもの	1ピンにつき 48銭
		リード線について行うもの	1ピンにつき 37銭



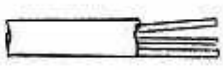
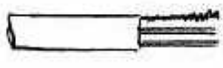
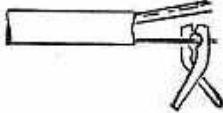
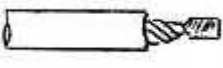

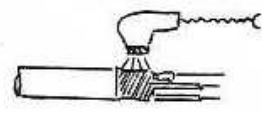
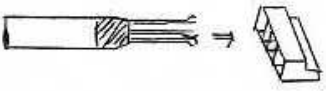
最低工賃が適用される委託者、家内労働者の皆さんは、次のことにご注意願います。

- 1 委託者は、この最低工賃額以上の工賃を支払わなくてはなりません。また最低工賃額に達していない工賃の支払いを定める契約は、その部分については無効となり、その無効となった部分は、最低工賃額の支払いの定めをしたものとみなされます。
- 2 委託者は、家内労働者に家内労働手帳を交付し、工賃単価、受領した物品の数量、支払った工賃額などをその都度、記入しなければなりません。
- 3 委託状況届の提出(家内労働法第26条)
委託者は、毎年4月1日現在における委託している仕事の内容や家内労働者数などについて、4月30日までに労働基準監督署に届け出なければなりません。

最低工賃についてのご照会、ご相談は、宮城労働局労働基準部賃金室(022-299-8841)又は、最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

仙台労働基準監督署	022-299-9075	大河原労働基準監督署	0224-53-2154
石巻労働基準監督署	0225-22-3365	瀬峰労働基準監督署	0228-38-3131
古川労働基準監督署	0229-22-2112		

宮城労働局

品目	工程	作業の形態説明	規格	金額
シールド線	<p>端末加工 (表面の絶縁被覆部分がはぎ取り済みとなっているシールド線の一端について、アース線をより分けてよじり、しん線の絶縁被覆をはぎ取った後、当該アース線及びしん線の末端をはんだ付けすることをいう。)</p>	<p>シールド線 絶縁線の外側に細かい鉄線を編んだ外被をほどこした電線で、磁気に対しシールド作用(しゃへい作用)をもっている。</p>  <p>銅線(しん線) 鉄線(アース)</p> <p>断面図</p>  <p>銅線(しん線) 鉄線(アース)</p> <p>シールド線の構造</p> <p>端末加工工程 アース線としん線を分ける。</p>  <p>アース しん線</p> <p>アース線をよって束にする。</p>  <p>しん線の絶縁被覆をはぎ取る。</p>  <p>アース線としん線をはんだ付けする。</p> 	1しんのものについて行うもの	1ヶ所につき 1円64銭
	<p>チューブ挿入 (端末加工の途中又は終了したシールド線の一端について、よじり済みのアース線にビニールチューブを通した後、固定用チューブを通し、加熱して密着させることをいう。)</p>	<p>おさえのチューブを通す。</p>  <p>加熱し密着させる。</p> 		1ヶ所につき 1円75銭
コネクタ	<p>差し (コネクタの指定の位置に、シールド線又はリード線の末端に取り付けられた端子を差し込むことをいう。)</p>	<p>端子をコネクタの指定の位置に差し込む。</p> 	シールド線について行うもの	1ピンにつき 48銭
			リード線について行うもの	1ピンにつき 37銭

これまでの最低工賃新設・改正計画に対する実施状況

資料7 (1)

第9次	平成19年度	平成20年度	平成21年度
最低工賃部会	男子服・婦人服 19.12.12諮問、20.3.7答申 20.5.4発効	電気機械器具 20.12.11諮問、21.3.25答申 21.5.27発効	男子服・婦人服 21.12.11諮問、22.3.12答申 22.5.9発効
家内労働部会		H21.1.22最低工賃改定状況ほか	

家内労働者数300人未満で改正予定が決定していないもの
横編ニットH19.1.8廃止決定の諮問を受けて、H19.2.6家内労働部会にて審議し、全会一致で廃止の報告
答申 H19.3.31廃止

第10次	平成22年度	平成23年度	平成24年度
最低工賃部会	電気機械器具 22.12.3諮問、23.4.4答申 23.6.9発効	男子服・婦人服 H23.12.5諮問見送り	電気機械器具 H25.2.7諮問見送り
家内労働部会	H23.1.26 最低工賃改定状況ほか		H25.2.7.10次実績・11次計画案審議、23・24年の諮問見送り経過説明

第11次	平成25年度	平成26年度	平成27年度
最低工賃部会	男子服・婦人服 26.1.8諮問、26.2.26答申 26.5.14発効	電気機械器具 27.1.21諮問、27.3.3答申 27.4.30発効	
家内労働部会		(第12次計画審議のためH27年度に変更)	○H28.2.19第12次計画等審議

第12次	平成28年度	平成29年度	平成30年度
最低工賃部会	男子服・婦人服 H28.12.1諮問、H29.2.27答申 H29.5.4発効	電気機械器具 H29.12.19諮問、H30.2.23答申 H30.5.2発効	
家内労働部会			○H31.2.21第13次計画等審議

第13次	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低工賃部会	統計問題により計画を1年延期 計画では男子服・婦人服(1年延期)	計画では電気機械器具(1年延期) 男子服・婦人服の諮問翌年に見送り	電気機械器具 改正審議中 男子服・婦人服の諮問見送り予定
家内労働部会			第14次計画(案)等審議予定

男子服・婦人服製造業家内労働実態調査結果表から

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃が適用となる委託者・家内労働者数

	委託者	家内労働者
平成 19 年 10 月 1 日	31	359
平成 21 年 10 月 1 日	27	328
平成 23 年 10 月 1 日	13	147
平成 25 年 10 月 1 日	18	175
平成 28 年 10 月 1 日	16	160
令和 2 年 11 月 1 日	7	56

電気機械器具製造業に係る家内労働の実態調査から

宮城県電気機械器具製造業最低工賃が適用となる委託者・家内労働者数

	委託者	家内労働者（補助者を含む）
平成 18 年度調査	12	196
平成 20 年度調査	10	131
平成 22 年度調査	10	177
平成 26 年度調査	8	103
平成 29 年度調査	9（+1）	97（+19）
令和 3 年度調査	10	84

29 年度の（ ）内の数値は、調査締切後に報告があったもの

直前の宮城県最低工賃改正状況

宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃	平成 28 年度改正（平成 29 年 5 月 4 日発効）
宮城県電気機械器具製造業最低工賃	平成 29 年度改正（平成 30 年 5 月 2 日発効）

第 13 次最低工賃新設・改正計画

令和元年度	（当初）宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の改正 翌年に順延
令和 2 年度	（当初）宮城県電気機械器具製造業最低工賃の改正 翌年に順延
令和 3 年度	設定なし

令和元年度、本省で最低工賃の実態調査方法を精査することとなり、改正審議がそれぞれ 1 年順延となった。

結果、昨年度宮城県男子服・婦人服最低工賃改正の予定だったが、主要委託者 1 社を含む 3 社が倒産、最低工賃が適用となる家内労働者数が 100 人を大きく割込み、業況も厳しく、改正の諮問を見送った経緯がある。本年度も調査を行ったが、家内労働者数、業況に変化なく、本年度家内労働部会に報告し了解をいただき、正式に改正諮問を見送ることとする。

本年度は宮城県電気機械器具製造業最低工賃改正の予定。こちらも適用となる家内労働者数が減少し 100 人を割込む状況（4 工程のうち 3 工程はいずれも 10 人以下、残る 1 工程は 69 人）であるが、電気業界の業況は厳しいとは言えず、改正諮問をすることとした。

男子服・婦人服製造業最低工賃の改正諮問の見送りについて(案)

1 男子服・婦人服製造業最低工賃を巡る状況

(1) 衣料品販売額の状況

宮城県の百貨店・スーパーにおける衣料品販売額(紳士服・洋品、婦人・子供・洋品)については、表1のとおり、1998年(平成10年)には合計で約1,016億円であったが、年々、減少する傾向が続き、2018年(平成30年)には約386億円と20年の間に約62%もの減少となっている(経産省商業動態統計)。

さらに、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染拡大の影響による外出控え(いわゆる巣ごもり)などにより、急激に衣料品販売額は減少し、令和2年は対前年比-22.5%の大幅減(紳士服・洋品19.3%減、婦人・子供服・洋品23.9%減)となり、衣料品製造事業者、販売事業者に大きな影響が生じている。

こうした影響を受け令和2年にアパレル大手の(株)レナウンや、オンワード樺山など全国的に影響を与える企業の破産、店舗縮小なども発生し、衣料品販売における環境は非常に厳しい状況となっている。

表1 宮城県 百貨店・スーパーの衣料品販売額(紳士服・洋品、婦人・子供服・洋品)

単位:百万円、カッコ内は対前年比

年間の販売額	紳士服・洋品	婦人・子供服・洋品	+
1998年(平成10年)	27,644(-2.2%)	73,967(-2.2%)	101,611(-2.2%)
2008年(平成20年)	15,701(-7.0%)	40,327(-8.0%)	56,028(-7.7%)
2018年(平成30年)	11,830(-4.4%)	26,747(-3.5%)	38,577(-3.8%)
2019年(令和1年)	11,053(-6.6%)	25,710(-3.9%)	36,763(-4.7%)
2020年(令和2年)	8,919(-19.3%)	19,566(-23.9%)	28,485(-22.5%)

本年(令和3年)に入っても、宮城県の百貨店・スーパーにおける衣料品販売額(紳士服・洋品、婦人・子供・洋品)については、表2のとおり減少が続いており、回復に至っていない。

表2 宮城県 百貨店・スーパーの衣料品販売額1月~8月の集計

(紳士服・洋品、婦人・子供服・洋品)

単位:百万円、カッコ内は対前年比

1月~8月の販売額	紳士服・洋品	婦人・子供服・洋品	+
2019年(令和1年)	7,155	17,299	24,454
2020年(令和2年)	5,566(-22.2%)	12,611(-27.1%)	18,177(-25.7%)
2021年(令和3年)	4,911(-11.8%)	12,046(-4.5%)	16,957(-6.7%)

(2) 県内家内労働委託者及び家内労働者数の大幅な減少

最低工賃の適用となる家内労働委託者に対し、令和2年10月及び令和3年10月に男子服・婦人服製造業に係る家内労働者等実態調査を実施。その結果は、表3のとおりである。

前回調査の平成28年の調査と比して令和2年は委託者及び家内労働者ともに大きく減少（委託者が1/2、家内労働者が1/3に、また家内労働者は100名を大きく割り込み56名に。さらに男子服の委託者の減少が著しく1社を残すのみに。）している。

その要因としては、上記1のとおり業界全体の業況低迷の中でのコロナ禍による需要の大幅減に伴う受注減少が大きく影響し、内製化を進め家内労働者への委託の打ち切りが行われたことや、多くの業務を委託していた県内大手の1社を含む3社が倒産したことなどが考えられる。

令和3年の調査においては昨年調査と比べ委託者1名減、家内労働者1名減となっており改善には至っていない。

表3 宮城県男子服・婦人服製造業最低工賃の適用される委託者・家内労働者数

調査年度	男子服製造業		婦人服製造業		計	
	委託者数	家内労働者数	委託者数	家内労働者数	委託者数	家内労働者数
平成28年	6	89	10	77	16	166
令和2年	1	13	7	43	8	56
令和3年	1	15	6	40	7	55

2 令和元年度、2年度における工賃改正諮問について

男子服・婦人服製造業最低工賃については、前回平成29年5月4日に改定し、第13次最低工賃新設・改正計画に基づいて令和元年度に改正を諮問する予定であった。

しかしながら、令和元年度、審議の上で必要となる実態調査の実施を巡る全国的な問題（総務省への承認が必要となる統計か否かの検討）が発生し、その年度調査を行うことができなかった。本省指示を踏まえ、改正の諮問を令和2年度に順延した。

令和2年度には、新型コロナウイルス感染症拡大により繊維産業が大きな打撃を受け最低工賃改正の諮問を行うことは困難であったことから、宮城地方労働審議会の公労使委員に了解をとり、改正諮問を令和3年度にさらに先送りした。

3 令和3年度における工賃改正諮問について

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が一時的なものであるか否か等を見極めるため令和3年度も実態調査を実施した。

結果は前述のとおり、委託者数、家内労働者数とも減少したまま戻っておらず、宮城の男子服・婦人服の販売額も前年を下回る状況が続いており、業況は厳しく、第13次最低賃金新設・改正計画の最終年度となる本年度においても、改正諮問を行える状況にないと判断した。

よって、令和3年度に予定している家内労働部会においてその状況を報告し、改正諮問見送りについて了解をとり、次期3ヶ年度計画に見送りたい。また、次期3ヶ年計画おける改正予定の年に実態調査等を行い、改めて判断することとしたい。

男子服・婦人服製造業

家内労働実態調査結果表

令和 3 年 1 2 月

(令和 2 年 11 月調査結果をベースに、令和 3 年の委託者数・家内労働者数を追加確認したもの)

目 次

1. 調査の目的		3
2. 調査対象及び調査方法		3
3. 調査対象時期及び調査実施時期		3
4. 家内労働概況調査		
第 1 表	宮城県における繊維工業の委託者数及び家内労働者数	3
第 2 表	男子服・婦人服製造業における監督署別委託者数・家内労働者数の推移	4
第 3 表	男子服・婦人服製造業の地域別委託者数及び家内労働者	5
5. 委託者実態調査結果		
第 4 表	事業所規模（雇用労働者数）別委託者数・家内労働者数	6
第 5 表	年齢別家内労働者数	6
第 6 表	経験年数別家内労働者数	6
第 7 表	1ヶ月の工賃額別家内労働者数	6
第 8 表	類型別家内労働者数	7
第 9 表	過去2年間における家内労働業務量の増減別委託者数	7
第 10 表	家内労働業務量の減少理由別委託者数	7
第 11 表	委託業務内容別委託者数	7
第 12 表	委託業務のうち「まとめ」の内容別委託者数	8
第 13 表	委託理由別委託者数	8
第 14 表	委託契約の方法別委託者数	8
第 15 表	不良品の取扱い別委託者数	9
第 16 表	納期が遅れた場合の取扱い別委託者数	9
第 17 表	家内労働者に支給している備品別委託者数	9
第 18 表	家内労働者に貸与している機械別委託者数	9
第 19 表	原材料・製品の運搬者別委託者数	9
第 20 表	工賃の支払場所別委託者数	10
第 21 表	工賃の支払方法別委託者数	10
第 22 表	工賃の決定要素別委託者数	10
第 23 表	工賃の改定状況別委託者数	10
第 24 表	工賃を改定しなかったと回答した委託者の今後の工賃改定見通し	10
第 25 表	工賃決定の際に光熱費等の考慮の有無別委託者数	10
第 26 表	工賃分布表（男子服背広上衣）	11
第 27 表	工賃分布表（男子服ズボン）	12
第 28 表	工賃分布表（婦人服ワンピース）	13
第 29 表	工賃分布表（婦人服ブレザー）	14
第 30 表	工賃分布表（婦人服コート）	15
第 31 表	工賃分布表（婦人服スカート）	16

第32表	工賃分布表(婦人服スラックス)	17
------	-----------------	----

6. 家内労働者実態調査結果

第33表	男女別家内労働者数及び平均年齢	18
第34表	家内労働者の世帯主との関係	18
第35表	類型別家内労働者数	18
第36表	家内労働を行っている理由別家内労働者数	18
第37表	家内労働者の平均年数・平均工賃等(28年9月分・過去1年分)	18
第38表	機械を使用する家内労働者数及び当該機械の所有者	18
第39表	工賃の決定方法別家内労働者数	19
第40表	過去4年間における工賃改定の有無	19
第41表	工賃支払い遅れの有無	19
第42表	著しく低い工賃の仕事依頼の有無	19
第43表	最低工賃周知状況	19
第44表	最低工賃の必要性	19

7. 工賃額の対前回調査(平成28年10月)比

別表1	男子服(背広上衣・ズボン)	20
別表2	婦人服(ワンピース・プレザー)	21
別表3	婦人服(コート・スカート)	22
別表4	婦人服(スラックス)	23

1. 調査の目的

宮城県内における男子服・婦人服製造業の家内労働者の実態を把握し、改正決定の審議に資するための基礎資料を得るため、男子服・婦人服製造業にかかる委託事業所及び家内労働者について、実態調査を行なったものである。

2. 調査対象及び調査方法

宮城県内の繊維工業のうち、令和2年概況調査により把握した男子服製造業及び、婦人服製造業の家内労働委託者17件と同委託者1件当たり2名の家内労働者を対象に、通信調査を実施した。

その結果、集計数は次のとおりであった。

委託者実態調査

男子服製造業	1
婦人服製造業	6

家内労働者実態調査

男子服製造業	2
婦人服製造業	11

3. 調査対象時期及び調査実施時期

	調査対象時期	調査実施時期
委託者	R3年 9月分	R3年10月分
家内労働者	R3年 9月分	R3年10月分

4. 家内労働概況調査

第1表 宮城県における繊維工業の委託者数及び家内労働者数
(産業分類E11)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	令和2年	令和3年
委託者数	52	31	34	32	29	31	32	30	31
家内労働従事者数	566	340	383	379	368	342	335	265	245
家内労働者数	560	335	379	372	362	336	334	263	242
(男)	9	25	11	28	21	20	19	6	5
(女)	551	310	368	344	341	316	315	257	237
補助者	6	5	4	7	6	6	1	2	3

家内労働概況調査(各年10月1日現在)

第2表 男子服・婦人服製造業における監督署別委託者数・家内労働者数の推移

工賃実態調査(各年10月1日現在)

		23年		25年		28年		令2年		令3年	
		委託者	家内労働者	委託者	家内労働者	委託者	家内労働者	委託者	家内労働者	委託者	家内労働者
仙台署	男子服	1	11	1	7	2	10				
	婦人服	1	5	3	15	2	10	1	4	1	4
	計	2	16	4	22	4	20	1	4	1	4
石巻署	男子服										
	婦人服	2	12	4	39	4	48	3	30	3	28
	計	2	12	4	39	4	48	3	30	3	28
古川署	男子服										
	婦人服			1	3						
	計	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0
大河原署	男子服	1	55	1	47	1	46				
	婦人服	2	6	2	5	3	7	2	5	1	2
	計	3	61	3	52	4	53	2	5	1	2
瀬峰署	男子服	2	13	2	23	3	33	1	13	1	15
	婦人服	4	45	4	36	1	6	1	4	1	6
	計	6	58	6	59	4	39	2	17	2	21
合計	男子服	4	79	4	77	6	89	1	13	1	15
	婦人服	9	68	14	98	10	71	7	43	6	40
	計	13	147	18	175	16	160	8	56	7	55

第3表 男子服・婦人服製造業の地域別委託者数及び家内労働者数

		委託者数			家内労働者数		
		男子服	婦人服	計	男子服	婦人服	計
仙台署	仙台市		1	1		4	4
	塩釜市			0			0
	名取市			0			0
	多賀城市			0			0
	岩沼市			0			0
	富谷市			0			0
	亘理町			0			0
	山元町			0			0
	松島町			0			0
	七ヶ浜町			0			0
	利府町			0			0
	計	0	1	1	0	4	4
石巻署	石巻市		2	2		21	21
	気仙沼市		1	1		7	7
	東松島市			0			0
	女川町			0			0
	南三陸町			0			0
	計	0	3	3	0	28	28
古川署	大崎市			0			0
	大和町			0			0
	大郷町			0			0
	大衡村			0			0
	色麻町			0			0
	加美町			0			0
	涌谷町			0			0
	美里町			0			0
	計	0	0	0	0	0	0
大河原署	白石市			0			0
	角田市			0			0
	蔵王町			0			0
	七ヶ宿町			0			0
	大河原町		1	1		2	2
	村田町			0			0
	柴田町			0			0
	川崎町			0			0
	丸森町			0			0
	計	0	1	1	0	2	2
瀬峰署	登米市	1	1	2	15	6	21
	栗原市			0			0
	計	1	1	2	15	6	21
合計		1	6	7	15	40	55

5. 委託者実態調査結果（回答のあったデータを集計）

第4表 事業所規模（雇用労働者数）別委託者数・家内労働者数

事業所規模		5人以下	6～10人	11～30人	31～99人	100人以上	計
委託者数	男子服				1		1
	婦人服	2			4		6
	計	2	0	0	5	0	7
一委託者平均 家内労働者数	男子服				86.0		89.0
	婦人服	1.0			13.8		11.8
	計	2.0	0.0	0.0	28.2	0.0	22.9

第5表 年齢別家内労働者数

	20歳未満	20歳以上 30歳未満	30歳以上 40歳未満	40歳以上 50歳未満	50歳以上 60歳未満	60歳以上	計
男子服				1		14	15
婦人服			2		3	35	40
計	0	0	2	1	3	49	55

第6表 経験年数別家内労働者数

	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上	計
男子服	2	2			11	15
婦人服		2	2	23	13	40
計	2	4	2	23	24	55

第7表 1ヶ月の工賃額別家内労働者数

	男			女		
	男子服	婦人服	計	男子服	婦人服	計
1万円未満	1		1	3	10	13
1万円以上2万円未満			0		13	13
2万円以上3万円未満			0	3	6	9
3万円以上4万円未満			0	3	8	11
4万円以上5万円未満			0	2	1	3
5万円以上6万円未満			0	3	2	5
6万円以上7万円未満			0			0
7万円以上8万円未満			0			0
8万円以上9万円未満			0			0
9万円以上10万円未満			0			0
10万円以上			0			0
計	1	0	1	14	40	54

第8表 類型別家内労働者数

	専業			内職			副業			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
男子服			0	1	14	15			0	1	14	15
婦人服			0		40	40			0	0	40	40
計	0	0	0	1	54	55	0	0	0	1	54	55

第9表 過去2年間における家内労働業務量の増減別委託者数

	増えた	変わらない	減った	無回答
男子服			1	
婦人服	1	1	4	
計	1	1	5	0

第10表 第9表にて減ったと回答した減少理由別委託者数（複数回答）

	不況	工場内生産	人材不足	その他
男子服			1	
婦人服	2			2
計	2	0	1	2

第11表 委託業務内容別委託者数（複数回答）

	生地裁断	縫製	まとめ	仕上げ	検査	包装	その他
男子服			1				
婦人服	1	2	6	1			
計	1	2	7	1	0	0	0

第12表 委託業務のうち「まとめ」の内容別委託者数（複数回答）

	そで	そで口	すそ	ちどり	フアスナー	星入れ	飾り釦	根巻釦	力釦	鉤ホック	スナップ	糸ループ	その他
男子服								1					1
婦人服	1		3	1		1	1	6	1	4	4	3	3
計	1	0	3	1	0	1	1	7	1	4	4	3	4

第13表 委託理由別委託者数（複数回答）

	仕事量 が変動	手作業 である	少量多 品種 である	コスト が安い	高い技能 が必要	求人難	その他
男子服		1		1		1	
婦人服		5		0			1
計	0	6	0	1	0	1	1

第14表 委託契約の方法別委託者数（複数回答）

	家内労働手帳		ノート類 (メモ等)	口約束	その他
	手帳式	伝票式			
男子服		1			
婦人服	2	1	1	1	1
計	2	2	1	1	1

第15表 不良品の取扱い別委託者数（複数回答）

	やり直し させる	弁償させる	工賃を 減額する	指導する	その他
男子服	1				
婦人服	2			4	
計	3	0	0	4	0

第16表 納期が遅れた場合の取扱い別委託者数（複数回答）

	工場 引き取る	工賃を 減額する	指導する	その他
男子服	1			
婦人服	3		1	3
計	4	0	1	3

第17表 家内労働者に支給している備品別委託者数（複数回答）

	有							無
	糸	針	チャ コ	目 打ち	物 差し	アイ ロン 台	そ の 他	
男子服	1	1						
婦人服	5	3	1	2		1	2	1
計	6	4	1	2	0	1	2	1

第18表 家内労働者に貸与している機械別委託者数（複数回答）

	有					無
	ミシン			アイロン	その他	
	直線	ジグザグ	ロック			
男子服						1
婦人服				1		5
計	0	0	1	0	0	6

第19表 原材料費・製品の運搬者別委託者数（複数回答）

	委託者	家内労働者	その他
男子服	1		
婦人服	5		1
計	6	0	1

第20表 工賃の支払場所別委託者数

	事業所	家内労働者宅	グループ リーダー宅	振込	その他
男子服				1	
婦人服		4		1	1
計	0	4	0	2	1

第21表 工賃の支払方法別委託者数

	現金	小切手	口座振込	その他
男子服			1	
婦人服	5		1	
計	5	0	2	0

第22表 工賃の決定要素別委託者数（複数回答）

	世間相場	最低工賃	パートの賃金	類似労働者	売値の利益	物価	納入価格	その他
男子服		1						
婦人服	3	2			1			
計	3	3	0	0	1	0	0	0

第23表 工賃の改定状況別委託者数

	上げた					改定しな かった	下げた				
	年度無	H29年	H30年	R1年	R2年		R2年	R1年	H30年	H29年	年度無
男子服						1					
婦人服		2	1			3					
計	0	2	1	0	0	4	0	0	0	0	0

第24表 工賃を改定しなかったと回答した委託者の今後の工賃改定見通し

	考えている	考えていない	無回答
男子服		1	
婦人服	1	3	2
計	1	4	2

第25表 工賃決定の際に光熱費等の考慮の有無別委託者数

	考慮している	考慮していない	無回答
男子服		1	
婦人服	1	5	
計	1	6	0

第26表 工賃分布表(男子服背広上衣)

	最低工賃額		標準工賃率		平均工賃額														(円)								
	円	人	円	人	円	人																					
下襟からげまつり (すみまつり)	30																										
肩裏まつり	37																										
そで付け裏まつり	126																										
前裏す そまつり	42																										
見返し奥屋入れ	85																										
見返し7mm屋入れ	58																										
そで口裏まつり	66																										
背裏鎖止め (鎖止め)	15																										
ベントまつり	16																										
背すそまつり	53																										
糸くず取り	36																										

斜体数字部分 は、現行最低工賃額未満

第27表 工賃分布表 (男子服 ズボン)

	円	人	最低工賃額			最高工賃額			平均工賃額			(円)
			円	人	割合	円	人	割合	円	人	割合	
腰裏かんぬき止め	46											
腰裏 後端まつり	11	1	11.0	13								
前立てまつり	11	1	11.0	13								
天ぐ裏まつり	11	1	11.0	13								
シックまつり	32											
小またちどり	18											
内またちどり	25											
ボタン付け	12	1	12.0	13								
糸くずとり	29	1	29.0	13								

斜体数字部分は、現行最低工賃額未滿

第28表 工賃分布表(婦人服ワンピース)

労働工賃部
 総務課
 検査課
 工賃課
 工賃課
 工賃課

	円	人	円	8	10	14	15	20	25	30	35	40	43	50	(円)
見返し端まつり (千鳥)	13														
すそまつり	12	3	19.7				9	6		4					
スナップ付け (1cm以上型)	16	1	35.0								9				
スナップ付け (1cm未満型)	17	1	25.0						9						
かぎホック付け	22	2	22.7					6	7						
ボタン付け	10	3	11.7		17		9								
鎖糸ループ付け	14	1	14.0			9									
プリーツしつけ	9	1	8.0	15											
見返し裏まつり	29														
肩パット付け	36	1	50.0											6	
糸くず取り	30	3	42.3								15	6		4	

斜体数字部分は、現行最低工賃額未 満

第29表 工賃分布表(婦人服ブレザー)

	専任工賃額		被用者賃金		平均工賃額										(円)					
	円	人	円	人	12	15	17	34	50											
見返し端まつり (千鳥)	16																			
見返し星入れ	34	1	34.0				8													
ボタン付け (18mm、2つ穴)	11	3	23.2	3	9				4											
ボタン付け (20mm、4つ穴)	13	2	16.6		2	9														
カボタン付きボタン 付け(18mm)	13																			
カボタン付きボタン 付け(20mm)	15																			
ベント止め	10																			
肩パット付け	35																			
糸くず取り	27	1	50.0						4											

斜体数字部分は、現行最低工賃額未滿

第30表 工賃分布表(婦人服コート)

	最低工賃 既設工賃 検定工賃率 既設工賃率													(円)
	円	人	円	5	15	17	25	30	50					
見返し端まつり (千鳥)	13	1	15.0		8									
スナップ付け (1cm型)	16	2	26.5			9	4							
ボタン付け (18mm、2つ穴)	11	1	15.0		9									
ボタン付け (20mm、4つ穴)	12	1	17.0			9								
カボタン付きボタン 付け(18mm)	14	1	15.0		2									
カボタン付きボタン 付け(20mm)	15													
ベント止め	9													
プリーツしつけ	9	1	5.0	2										
肩パット付け	33													
糸くず取り	26	1	50.0					4						

斜体数字部分は、現行最低工賃額未 満

第31表 工賃分布表(婦人服スカート)

縫製工賃
 検算員監算
 縫製工賃

	円	人	円	5	8	10	11	15	17	19	22	25	30	35	40					(円)
見返し端まつり (千鳥)	11	1	8.0		15															
スナップ付け (1cm以上型)	16	2	30.0							4				9						
スナップ付け (1cm未満型)	17	1	25.0									9								
かぎホック付け	22	3	33.0								13				15					
ボタン付け (18mm、2つ穴)	10	3	13.3			2	4	9												
ボタン付け (20mm、4つ穴)	11	2	15.2				4	9												
鎖糸ループ付け	14																			
ベント止め	9																			
プリーツしつけ	8	1	5.0	2																
ウエスト裏まつり	32																			
糸くず取り	22	2	26.0				4						15							
3段前かん	22																			

斜体数字部分は、現行最低工賃額未満

第32表 工賃分布表(婦人服ストラックス)

	株式会社 縫製工場 株式会社 縫製工場 株式会社 縫製工場												(円)					
	円	人	円	11	13	15	17	20	22	25	35	50						
スナップ付け (1cm以上型)	16	1	35.0															
スナップ付け (1cm未満型)	18	2	23.5				4			9								
かぎホック付け	22	2	25.0							13								
ボタン付け (18mm、2つ穴)	11	2	13.8	4														
ボタン付け (20mm、4つ穴)	13	2	15.8		4		9											
糸くず取り	22	2	36.0						4									
3段前かん	20																	

斜体数字部分は、現行最低工賃額未満

6. 家内労働者実態調査結果

第33表 男女別家内労働者数及び平均年齢

	男	平均年齢	女	平均年齢
男子服		0	2	58.0
婦人服		0	11	60.4
計	0	0	13	60.0

第34表 家内労働者の世帯主との関係

	世帯主	配偶者	父母	子供	その他
男子服			1	1	
婦人服	2	6	1	2	
計	2	6	2	3	

第35表 類型別家内労働者数

	専業	副業	内職	その他
男子服			2	
婦人服	1		10	
計	1	0	12	0

第36表 家内労働を行っている理由別家内労働者数（複数回答）

	生計維持	家計補助	時間的余裕	家を 離れられない	小遣い稼ぎ	その他
男子服		1				1
婦人服	1	5	2	1	3	
計	1	6	2	1	3	1

第37表 家内労働者の平均年数・平均工賃等（28年9月分・過去1年分）

	労働年数	工賃月額 (9月)	労働日数 (9月)	1日平均 労働時間	工賃月額 (年平均)	労働日数 (年平均)
男子服	3年 3ヶ月	28,550	14.5	4.0	45,000	14.5
婦人服	13年 0ヶ月	30,877	18.6	5.4	33,840	19.7
計	11年 6ヶ月	30,454	17.8	5.1	35,700	18.7

第38表 機械を使用する家内労働者数及び当該機械の所有者

	ミシン	委託者	労働者	アイロン	委託者	労働者
男子服						
婦人服	3					
計	3	0	0	0	0	0

第 3 9 表 工賃の決定方法別家内労働者数

	委託者が決める	話し合いで決める	その他
男子服	2		
婦人服	11		
計	13	0	0

第 4 0 表 過去 4 年間における工賃改定の有無

	上がった	下がった	改定されなかった
男子服	1		1
婦人服	1		10
計	2	0	11

第 4 1 表 工賃支払い遅れの有無

	遅れたことがある。	遅れたことがない。
男子服	1	1
婦人服	1	10
計	2	11

第 4 2 表 著しく低い工賃の仕事依頼の有無

	頼まれたことがある	頼まれたことがない	未回答
男子服		2	
婦人服	2	8	1
計	2	10	1

第 4 3 表 最低工賃周知状況

	知っている	知らない
男子服	2	
婦人服	4	7
計	6	7

第 4 4 表 最低工賃の必要性

	必要である	必要ない	未回答
男子服	2		
婦人服	7	1	3
計	9	1	3

品目	工程	規格	現行最低工賃		前回調査分				今回調査分				現行最低工賃比 / %	対前比 / %		
			最低	最高	最低	最高	平均額	対象委託者数	家内労働者数	最低	最高	平均額			対象委託者数	家内労働者数
男子服背広上衣	下襟からげまつり (すみまつり)	針目が3cm間隔に 6針以上	30	35	35	35.0	1	8	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	肩裏まつり	針目が3cm間隔に 9針以上	37	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に 5針以上	126	109	109	109.0	1	8	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	前裏すそまつり	針目が3cm間隔に 5針以上	42	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に 4針以上	85	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	見返し7mm星入れ	針目が3cm間隔に 9針以上	58	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	そで口裏まつり	鎖糸ループ長さ 1cm	66	55	55	55.0	1	8	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	背裏鎖止め (鎖止め)	針目が3cm間隔に 6針以上	15	14	14	14.0	1	1	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	ベントまつり	針目が3cm間隔に 6針以上	16	48	48	48.0	1	8	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	背すそまつり	針目が3cm間隔に 6針以上	53	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	糸くず取り	腰裏かんぬき止め	36	80	117	112.9	2	9	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	男子服ズボン	腰裏かんぬき止め	8ヶ所	46	0	0	0.0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
		腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に 10針以上	11	0	0	0.0	0	0	11	11	11.0	1	13	100.0	0.0
		前立てまつり	針目が3cm間隔に 6針以上	11	10	10	10.0	1	19	11	11	11.0	1	13	100.0	110.0
天ぐ裏まつり			11	9	9	9.0	1	19	11	11	11.0	1	13	100.0	122.2	
シックまつり			32	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
小またちどり			18	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
内またちどり			25	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
ボタン付け		小釦、糸足つき 根巻4回以上	12	11	13	11.3	3	32	12	12	12.0	1	13	100.0	106.2	
糸くず取り			29	27	27	27.0	2	27	29	29	29.0	1	13	100.0	107.4	

品目	工程	規格	現行最低工賃		前回調査分				今回調査分				現行最低工賃比		対前比 / %	
			最低	最高	最低	最高	平均額	対象委託者数	家内労働者数	最低	最高	平均額	対象委託者数	家内労働者数		最低
婦人服ワンピース	見返し端まつり (千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	13	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0
	すそまつり	針目が3cm間隔に4針以上	12	10	13	11.2	2	13	15	30	19.7	3	19	164.2	175.9	
	スナップ付け	1cm以上型	16	20	20	20.0	1	5	35	35	35.0	1	9	218.8	175.0	
		1cm未満型	17	20	20	20.0	1	5	25	25	25.0	1	9	147.1	125.0	
	かぎホック付け	ウエスト用以外、小、2つ穴	22	20	20	20.0	3	38	20	25	22.7	2	13	103.2	113.5	
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき 根巻き4回以上	10	13	13	13.0	1	5	10	15	11.7	3	26	117.0	90.0	
	鎖系ループ付け		14	0	0	0.0	0	0	14	14	14.0	1	9	100.0	0.0	
	ブリーツしつけ	x印しつけ止め	9	0	0	0.0	0	0	8	8	8.0	1	15	88.9	0.0	
	見返し裏まつり	針目が3cm間隔に4針以上	29	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	肩パット付け		36	0	0	0.0	0	0	50	50	50.0	1	6	138.9	0.0	
系くず取り		30	30	30	30.0	2	33	40	50	42.3	3	25	141.0	141.0		
婦人服ブレザー	見返し端まつり (千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	16	17	17	17.0	1	1	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	見返し星入れ	針目が3cm間隔に3針以上	34	0	0	0.0	0	0	34	34	34.0	1	8	100.0	0.0	
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき 根巻き4回以上	11	10	13	12.1	2	7	12	50	23.2	3	16	210.9	191.7	
		20mm以上、4つ穴、糸足つき 根巻き4回以上	13	10	15	14.2	2	6	15	17	16.6	2	11	127.7	116.9	
	カボタン付き ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき 根巻き4回以上	13	26	26	26.0	1	5	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
		20mm以上、4つ穴、糸足つき 根巻き4回以上	15	30	30	30.0	1	5	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	ベント止め	x印しつけ止め	10	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	肩パット付け		35	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	
	系くず取り		27	30	30	30.0	1	22	50	50	50.0	1	4	185.2	166.7	

品目	工程	規格	現行最低工賃		前回調査分				今回調査分				現行最低工賃比		対前対比 / %				
			最低	最高	最低	最高	平均	対象委託者数	家内労働者数	最低	最高	平均	対象委託者数	家内労働者数		最低	最高		
婦人服 コート	見返し端まつり (千鳥)	針目が3cm間隔に5針以上	13	12	13														
			16	20	20	2	12.8	2	6	15	15	15.0	1	8	115.4	117.2			
	スナップ付け	1cm型	11	10	15														
			12	15	25	2	13.6	2	7	15	15	15.0	1	9	136.4	110.3			
	ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき根巻き4回以上	14	26	26														
			15	14	30	2	27.3	2	6	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0			
	カボタン付き ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき根巻き4回以上	9	0	0														
			9	0	0	0	0.0	0	0	5	5	5.0	1	2	55.6	0.0			
	ベント止め	× 印しつけ止め	33	0	0														
			26	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0			
ブリーツしつけ	ウエスト用、前かん	22	20	30															
		22	20	30	5	20.2	5	45	25	40	38.1	3	28	173.2	188.6				
肩パット付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき根巻き4回以上	10	10	13															
		11	0	0	0	0.0	0	0	8	8	8.0	1	15	72.7	0.0				
糸くず取り	針目が3cm間隔に5針以上	16	15	20															
		17	20	20	2	17.3	2	11	19	35	33.0	2	13	206.3	190.8				
スナップ付け	1cm未満型	22	20	30															
		22	20	30	1	20.0	1	5	25	25	25.0	1	9	147.1	125.0				
かぎホック付け	ウエスト用、前かん	10	10	13															
		10	10	13	2	12.1	2	7	10	15	13.3	3	15	133.0	109.9				
ボタン付け	18mm以下、2つ穴、糸足つき根巻き4回以上	11	15	15															
		14	15	15	1	15.0	1	5	11	17	15.2	2	9	138.2	101.3				
鎖系ルーフ付け	× 印しつけ止め	9	0	0															
		9	0	0	2	15.0	2	33	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0				
ブリーツしつけ	針目が3cm間隔に7針以上	8	0	0															
		8	0	0	0	0.0	0	0	5	5	5.0	1	2	62.5	0.0				
ウエスト裏まつり	糸くず取り	32	0	0															
		22	20	30	4	28.8	4	41	11	30	26.0	2	19	118.2	90.3				
3段前かん	糸くず取り	22	23	23															
		22	23	23	1	23.0	1	6	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0				

品目	工程	規格	現行 最低賃	前回調査分				今回調査分				現最低 工賃比 / %	対前比 / %		
				最高 最低	最高 最低	平均 額	対象委 託者数	家内労 働者数	最高 最低	最高 最低	平均 額			対象委 託者数	家内労 働者数
婦人服	スナップ付け	1cm以上型	16	20	20	20.0	2	7	35	35	35.0	1	9	218.8	175.0
		1cm未満型	18	20	20	20.0	1	5	20	25	23.5	2	130	130.6	117.5
スラックス	かぎホック付け	ウエスト用、前かん	22	20	20	20.0	2	11	25	25	25.0	2	13	113.6	125.0
		18mm以下、2つ穴、糸 足つき根巻き4回以上	11	10	13	12.1	2	7	11	15	13.8	2	13	125.5	114.0
	ボタン付け	2.0mm以上、4つ穴、糸 足つき根巻き4回以上	13	15	15	15.0	1	5	13	17	15.8	2	13	121.5	105.3
		糸くず取り	22	20	25	23.8	2	8	22	50	36.0	2	8	163.6	151.3
	3段階かん		20	0	0.0	0	0	0	0	0.0	0	0	0.0	0.0	

第 1 3 次最低工賃新設・改正計画実施方針

1 最低工賃の改正について

(1) 計画的な改正

最低工賃については、実効性の確保を図るため、必ず本計画に従い、原則として3年をめどに実態を把握し、見直しを行うこと。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。

(2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。

(3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

第13次最低工賃新設・改正計画案(平成31年4月～34年3月)

別添

局名	最低工賃単数 (平成31.4.1 見込み件数)	平成31年度		平成32年度		平成33年度	
		件名	件数	件名	件数	件名	件数
01北海道	2	男子既製洋服(廃止)	1	和服裁縫(改正)	1	男子・婦人既製洋服(改正)	1
02青森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(廃止)	1	婦人・男子既製洋服(改正)	1
03岩手	2			電気機械器具(改正)	1		
04宮城	2	男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1		
05秋田	2	通信器用部分品(改正)	1	男子服・婦人服・子供服(改正)	1		
06山形	1			男子・婦人既製洋服(改正)	1		
07福島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	横編ニット(改正)	1
08茨城	3	婦人・子供既製洋服(廃止)	1	電気機械器具(改正)	1	男子既製洋服(廃止)	1
09栃木	2	電気機械器具(改正)	1	衣服(改正)	1		
10群馬	3	横編ニット(改正)	1	婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
11埼玉	5	革靴(改正)	1	電気機械器具(改正、紙加工品(改正)	2	足袋(改正)、縫製(改正)	2
12千葉	1					婦人既製洋服(廃止)	1
13東京	3	革靴(改正)	1	婦人既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
14神奈川	3	スカート・ハンカチーフ(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	紙加工品(廃止)	1
15新潟	4	洋食器・器物(改正)	1	作業工具(改正)	1	男子・婦人既製洋服(改正)、横編ニット(改正)	2
16富山	3	電気機械器具(改正)	1	フアスナー加工(改正)	1	ニット(廃止)	1
17石川	0						
18福井	2	衣服(改正)	1			眼鏡(改正)	1
19山梨	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)	1	貴金属製品(改正)	1
20長野	2			電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
21岐阜	3	男子既製洋服(廃止)	1	婦人服(改正)	1	陶磁器上給付(改正)	1
22静岡	1	車両電気配線装置(改正)	1				
23愛知	1			車両電気配線装置(改正)	1		
24三重	1					車両電気配線装置(改正)	1
25滋賀	1			下着・補整着(廃止)	1		
26京都	2			丹後地区絹織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1
27大阪	1					男子既製洋服(改正)	1
28兵庫	5	但馬地区絹・毛織物(廃止)、絹・スフ織物(改正)	2	釣針(改正)	1	電気機械器具(改正)、靴下(改正)	2
29奈良	1			靴下(改正)	1		
30和歌山	0						
31鳥取	2	和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1		
32島根	3	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	和服裁縫(改正)	1
33岡山	1			車両電気配線装置(改正)	1		
34広島	4	既製服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(改正)	2
35山口	2	男子既製洋服・校服服・作業服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1	男子既製洋服・校服服・作業服(改正)	1
36徳島	1			縫製(下着・ハンカチーフ)(改正)	1		
37香川	1			手袋・ソックスカバー(改正)	1		
38愛媛	1					タオル(廃止)	1
39高知	2	衛生用紙(改正)	1			繊維産業(改正)	1
40福岡	2			婦人服(改正)	1		
41佐賀	1	婦人既製洋服(改正)	1				
42長崎	3			和服裁縫(廃止)	1	男子既製洋服(改正)、婦人既製洋服(廃止)	2
43熊本	3			電気機械器具(改正)	1	縫製(廃止)	1
44大分	2			衣服(改正)、電気機械器具(改正)	2		
45宮崎	3	婦人既製洋服(廃止)	1	男子既製洋服(改正)	1	内燃機関電装品(改正)	1
46鹿児島	1					電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)	1
47沖縄	1					縫製(改正)	1
合計	98		28		37		34

(注)各年度の最低工賃の件数は平成31年3月7日現在のものである。なお、件名の後の()は、計画策定時点における予定を記載したものの、改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の議論等を経て行う。

別添.

第13次最低賃新設・改正計画案件数内訳

	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成31～33年度計
新設(統合)	0	0	0	0
改正	23	34	27	84
廃止	5	3	7	15
合計	28	37	34	99

(件)

3月中に発出予定の通達「第13次最低賃新設・改正計画の実施について」により確定する。

なお、改正・廃止の件数は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の議論等を経て行う。

第 1 4 次最低工賃新設・改正計画（案）

1 第 1 4 次最低工賃新設・改正計画の内容

年度	件名	直近発行日	計画の事項
令和 4 年度	-	-	-
令和 5 年度	宮城県男子服・婦人服製造業 最低工賃	平成 29.5.4	改正
令和 6 年度	宮城県電気機械器具製造業 最低工賃	平成 30.5.2	改正

2 委託者家内労働者数

件名	委託者数	家内 労働者数	委託者数・家内 労働者数の把握年月
宮城県男子服・婦人服製造業 最低工賃	7	55	令和 3 年 11 月
宮城県電気機械器具製造業 最低工賃	10	84	令和 3 年 11 月

3 改正にあたり考慮すべき事項

宮城県男子服・婦人服最低工賃に関しては、昨年度発生した新型コロナ禍の影響もあり、業界の国内売上額が大幅に減少し、レナウン、オンワード樫山など業界大手企業の倒産、縮小も相次いだ。

宮城においても、県内大手の委託者の倒産や家内労働を廃止し内製化を進めるなどの動きが相次ぎ、家内労働者数は大幅に減少、前期の調査時（4年前）に比べ約 1/3 の 55 名となっている。

家内労働者数の減少、業況の悪化から昨年改正諮問を本年度に見送った。本年度も家内労働者数、業況に大きな変化なく、改正諮問を見送る予定としている。

宮城県男子服・婦人服最低工賃に関しては、改正予定年度の適用家内労働者数、業況をみて、改正を行う状況にあるか判断する必要がある。